

平成14年3月29日

## 外務省改革に関する「変える会」第3回会合の開催について

1. 外務省改革に関する「変える会」第3回会合は、4月1日(月)、外務省(飯倉公館)において開催される。
2. この会合には、宮内義彦氏(オリックス株式会社代表取締役会長)を座長とする「変える会」メンバーが出席する。外務省からは、川口順子外務大臣、植竹繁雄外務副大臣、杉浦正健外務副大臣ほか出席する。
3. この会合では、「開かれた外務省のための10の改革」の第2番目と第3番目に挙げられている「誤ったエリート意識の排除とお客様志向」および「人事制度の再構築」について話し合いが行われる。
4. 「変える会」は、5月中旬に「中間報告」を発表し、7月中に「最終報告」をまとめる予定である。

平成14年3月29日

## アフガニスタンにおける地震災害に対する緊急援助について

- 1．わが国政府は3月29日（金）、地震により大きな被害を受けているアフガニスタン暫定政権に対し、緊急援助として、スリーピング・マット、プラスチック・シートからなる緊急援助物資（約2,600万円相当）を供与することを決定した。
- 2．25日夜、アフガニスタンのバグラン県ナハリーン地区は大規模な地震に見舞われ、同地区の90%の建物が崩壊し、数千名の死傷者が出ている由である。現在、アフガニスタン暫定政権は調査団を現地に派遣し、被害状況の詳細確認を行っており、わが国を含む国際社会に対し、緊急援助を要請した。またわが国からも、外務省およびJICA（国際協力事業団）職員を現地に派遣したところであり、現地での支援活動の調整や支援ニーズ（需要）の把握に努めているところである。
- 3．わが国政府としては、今次災害の深刻さおよびわが国とアフガニスタン暫定政権の緊密な信頼関係に鑑み、人道上の観点から緊急支援を行うこととしたものである。

平成14年3月29日

## 通常兵器室の設置について

- 1．外務省は、4月1日（月）付で、通常兵器室（英語名：Conventional Weapons Division）を設置することとした。
- 2．通常兵器室は、通常兵器に関する対外政策全般についての企画および立案とともに実施についての調整を行う。
- 3．通常兵器室は、軍備管理・科学審議官組織軍備管理軍縮課の下に設置され、当初は、室長以下5名の室員で構成される。
- 4．小泉純一郎総理大臣は、施政方針演説において、地雷問題に着実に取り組むべきとの方針を述べ、さらに、アフガニタン復興支援閣僚会議においても、地雷に関する協力を表明した。これを受けて、外務省内において、地雷問題について有機的・一体的に取り組むことが、緊急かつ必要な課題となっている。また、地雷以外に小型武器問題をはじめとする通常兵器に関しても同様の課題があり、具体的な事業を通じて、この問題への取り組みを進める必要性が高まっている。通常兵器室は、このような課題に応える体制を強化するため、設置されるものである。

平成14年3月29日

## カザフスタンに対する円借款の供与について

1. わが国政府は、カザフスタン共和国政府に対し、「アスタナ上下水道整備計画」(Astana Water Supply and Sewerage Project)のために213億6,100万円を限度とする円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月29日(金)、アスタナにおいて、わが方徳永博基在カザフスタン臨時代理大使と先方イドリソフ第一外務次官(Erlan IDRISOV, First Vice-Minister of Foreign Affairs)との間で行われた。
2. 案件の概要  
「アスタナ上下水道整備計画」  
老朽化が著しいアスタナ市の上下水道システムの改修・近代化を行うことにより、処理能力の向上、水質改善、漏水・浪費率の減少による経済性向上を図るもの。
3. 供与条件は次の通り。
  - (1) 金利：年2.2%(コンサルタント部分については0.75%)
  - (2) 償還期間：30年(10年の据置期間を含む)  
(コンサルタント部分については、40年(10年の据置期間を含む))
  - (3) 調達条件：一般アンタイト(コンサルタント部分については、二国間タイト)
4. 本件円借款の意義
  - (1) カザフスタンは、ユーラシア大陸のほぼ中央に位置し、日本の約7倍という広大な国土を有する大国である上に、ロシア・中国と長大な国境を接するという地政学的重要性、および世界有数のエネルギー、希少金属等天然資源に恵まれた経済的重要性を有する国である。  
わが国は、首脳・閣僚レベルを含む様々なレベルで二国間の対話を進めるとともに、経済協力を中心に同国の国造りの努力を積極的に支援してきている。
  - (2) カザフスタンは、1997年に首都をアルマティからアスタナに移転させたが、首都開発の進行に伴い、既存の上下水道システム老朽化による処理能力の減少、水質の悪化が深刻化しつつあり、施設の改修・新設による抜本的対策が緊急の課題となっている。  
このような状況の下、わが国は、カザフスタン政府からの要請に基づき、アスタナ市総合開発計画と並行して、上下水道整備計画にかかる調査に対して技術支援を行っている。

今回の円借款の供与により、これまでにわが国がカザフスタンに対して供与した円借款の総額は、887億8,800万円となる。

平成14年3月29日

## トルコに対する特別円借款の供与について

1. わが国政府は、トルコ共和国政府に対し、総額120億2,200万円までの特別円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月29日(金)、アンカラにおいて、わが方竹中繁雄在トルコ大使と先方ファイク・オズトラック財務庁次官との間で行われた。

### 2. 案件概要

#### 「イスタンブル長大橋耐震強化計画」

99年の地震の経験を踏まえ、ヨーロッパとアジアを結ぶ国際幹線上に位置し、トルコの経済・社会活動並びに市民生活にとって重要な交通施設となっている第1ボスポラス橋、第2ボスポラス橋および新・旧ゴールデンホーン橋(後二者については円借款にて建設されたもの)等を対象に耐震補強工事を行うもの。

### 3. 今次円借款の特徴(特別円借款の適用)

「アジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款」の対象国および対象分野の拡大(2001年1月)を受けて、トルコ共和国に対して大規模災害の予防措置である「イスタンブル長大橋耐震強化計画」に特別円借款を適用することとした。

### 4. 借款条件

- |          |                  |
|----------|------------------|
| (1) 金利   | 年0.95%           |
| (2) 償還期間 | 40年(10年の据置期間を含む) |
| (3) 調達条件 | 一般アンタイト          |

(注) 特別円借款の調達条件は、国際ルール上可能な範囲で原則日本タイトとなっているが、トルコは所得水準が相対的に高く、同ルール上タイト供与ができないため、本件計画の調達条件は一般アンタイトとなっている。

平成14年3月29日

ミャンマーのヤンゴン外国語大学に対する  
文化無償協力について

1．わが国政府は、ミャンマー連邦政府に対し、ヤンゴン外国語大学が日本語学習機材を購入するため（the supply of Japanese language learning equipment to the University of Foreign Languages, Yangon）、3,500万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月29日（金）、ヤンゴンにおいて、わが方津守滋在ミャンマー大使と先方ミョウ・ニュン教育省副大臣（H. E. U Myo Nyunt, Deputy Minister, Ministry of Education）との間で行われた。

2．ヤンゴン外国語大学は、マンダレー外国語大学と並びミャンマーを代表する外国語大学であり、日本語を含む9カ国語の学科を有するほか、社会人向けの人材育成コースを設け、同国の語学教育に重要な役割を担っている。同大学の中でも日本語学科は、英語に次いで人気のある学科であり、年々学生数も増加しているが、日本語教育を行うにあたって必要とされる十分な語学学習用機材が不足しており、財政的にも新規に機材を購入することが困難な状況となっている。

このような状況の下、ミャンマー政府は、ヤンゴン外国語大学が日本語学習機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年3月29日

## ベトナムの「中部地方橋梁改修計画」に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、ベトナム社会主義共和国政府に対し、「中部地方橋梁改修計画 (the project for Reconstruction of Bridges in the Central Area of Viet Nam)」の実施に資することを目的として、7億3,900万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、3月29日(金)、ハノイにおいて、わが方山崎隆一郎在ベトナム大使と先方レー・ゴック・ホアン交通運輸大臣 (Mr.LE NGOC Hoan, Minister of Transport) との間で行われた。
2. ベトナム政府は、ドイモイ(刷新)政策の下、継続的な経済成長を目標としているが、そのためにはインフラ整備が重要な課題とされている。ベトナム政府が策定した「2020年までの道路開発計画」では、地方道路について、北部の山岳地域、中部の険しい山岳地域、メコンデルタ地域、を対象に整備目標が掲げられており、現在、開発が最も遅れ、経済的に最も貧しい中部地方の橋梁建設および整備が緊急課題として残されている。

中部地方の地方道路における橋梁は、老朽化した橋、落橋の可能性の高い橋、仮設の橋、重量制限がある橋であり、また道路によっては橋が未整備な箇所もあることから、中部地方の農村から地域外への物流の障害になっているのみならず、洪水時には地域住民の孤立化も招き住民の生命および安全を脅かしている。

このような状況の下、ベトナム政府は、「中部地方橋梁改修計画」を策定し、この計画のための中部地域18省の地方道路(省道、郡道、村道)における中小規模の橋梁の架け替えおよび新設のための資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
3. この計画の実施により23の橋梁建設が実施され、既存道路の円滑な交通を確保することができると共に、住民の落橋不安の解消、安全の確保がなされ、中部地方18省の住民の生活・産業水準の向上が期待される。

平成14年3月29日

## 大臣官房儀典官室の組織改編について

1. 外務省は、4月1日(月)付けで従来の大臣官房儀典官室を組織改編し、「儀典総括官」を設置し、その下に、2名の「儀典官」を置く。2名の「儀典官」のうち1名は総理大臣、外務大臣の外国訪問に関するロジ(支援)業務を担当し、1名は国賓、公賓、公式実務訪問賓客のわが国訪問に関するロジ業務を担当する。また、総理大臣、外務大臣の外国訪問に関するロジ業務担当の「儀典官」の下に「儀典外国訪問室」を設置する。
2. 今回の儀典官室の組織改編は、元総務課要人外国訪問支援室長による内閣官房報償費詐欺事件を受け、平成13年4月、「外務省機能改革会議」がロジ業務専門部署を省内で一元化すべき旨提言したことおよび同年6月に発表された「外務省改革要綱」において要人の外国訪問業務(ロジ業務)を効率化するとされていることに基づき、外務省が推進してきたわが国要人の外国訪問と国賓・公賓等の受け入れに関するロジ業務の一元化について法令上の整備を図ったものである。
3. 今回の組織改編の一環として、外務省は、総理大臣、外務大臣の外国訪問、外国要人のわが国訪問に係るロジ業務を一元的に実施するために平成14年度機構要求を行い、また、内閣官房と外務省の間の事務分担を明確にするため平成14年度予算要求において総理大臣の外国訪問に関する経費を外務省に一括して計上した。



平成14年3月29日

モンゴルの「消防機材および維持修繕作業施設改善計画」  
に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、モンゴル国政府に対し、「消防機材および維持修繕作業施設改善計画」(the project for Improvement of Fire Fighting Equipment and Maintenance Workshop)の実施に資することを目的として、7億3,900万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、3月29日(金)、ウランバートルにおいて、わが方花田麿公在モンゴル大使と先方エルデネチヨローン外務大臣(Luvsangiin Erdenechuluun, Minister for Foreign Affairs)との間で行われた。
2. 近年のモンゴルにおける急激な都市化により、首都ウランバートル近郊の人口は約78万人にも膨れ上がり、人口増加は現在も続いている。こうした急激な人口増加に対応するため、ウランバートル近郊では場当たりの建物の建設が行われており、その結果として火災に対して無防備な住宅密集地域が急増している。また、高層建築物や工場等も増加しており、大規模火災の発生も懸念されている。実際に、2000年のウランバートルにおける年間火災発生件数は1,000件を越え、1995年の2倍程度にまで増加していることから、ウランバートルの消防機能向上は、モンゴルにおける重要な課題の一つとなっている。しかしながら、ウランバートルの消防署が所有している消防車両や機材の多くは老朽化が激しく、最低限の消防活動さえ極めて困難な状況にある。  
このような状況の下、モンゴル政府は「消防機材および維持修繕作業施設改善計画」を策定し、この計画のための緊急に更新が必要な消防車両を含む消防機材とこれらの維持修繕のための機材整備に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
3. この計画の実施により、ウランバートルの消防機能が向上し、発生した火災に対して適切かつ迅速に対応可能となり、火災による被害を軽減することが可能となる。また、ウランバートル近郊の住民約78万人の安全の確保および自然環境資源や財産の保護に寄与することが期待される。

平成14年3月29日

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定  
の付表の修正に関する書簡の交換について

- 1．航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の付表の修正に関する書簡の交換が、3月29日（金）ウランバートルにおいて、わが方花田磨公大使と先方エルデネチヨローン外務大臣との間で行われた。
- 2．今回の付表修正により、モンゴル側路線について、日本国内の地点として東京が追加され、成田 - ウランバートル便の就航が可能となった。
- 3．本年は、日本とモンゴルの外交関係樹立30周年にあたり、今後、成田 - ウランバートル便の就航により、両国民の交流が飛躍的に拡大されることが期待される。

平成14年3月29日

中国に対する2001年度円借款供与について  
(単年度供与方式への移行：環境、内陸分野の重視)

1. わが国政府は、今後の対中国経済協力の基本方針として昨年策定された「対中国経済協力計画」の重点分野（環境、人材育成、貧困対策等）に沿って、わが国の経済・財政事情を勘案しつつ2001年度円借款を検討した結果、今般中華人民共和国政府に対し、15案件について、総額1,613億6,600万円までの円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月29日（金）、北京において、わが方阿南惟茂在中国大使と先方王毅外交部副部長（His Excellency Mr. Wang Yi, Vice-Minister of Foreign Affairs of the People's Republic of China）との間で行われた。

中国向け円借款に関しては、複数年度にわたり供与額を約束するラウンド方式から「円借款候補案件リスト」（いわゆるロング・リスト）に基づく単年度供与方式へと移行することとなった。本年度は単年度供与方式の初年度に当たる。

2. 対象案件および供与限度額

(案件概要は記事資料K229の「円借款候補案件リスト」該当部分参照。サイト地図別添)

案 件 名	供与限度額
(1) 陝西省西安市環境整備計画	97億6,400万円
(2) 遼寧省鞍山市総合環境整備計画	145億2,500万円
(3) 山西省太原市総合環境整備計画	141億4,400万円
(4) 重慶市環境整備計画	90億1,700万円
(5) 北京市環境整備計画	89億6,300万円
(6) 寧夏回族自治区植林植草計画	79億7,700万円
(7) 山西省西龍池揚水発電所建設計画	232億4,100万円
(8) 陝西省人材育成計画	60億2,100万円
(9) 甘肅省人材育成計画	46億6,500万円
(10) 四川省人材育成計画	61億3,100万円
(11) 重慶市人材育成計画	46億8,300万円
(12) 雲南省人材育成計画	45億4,000万円
(13) 湖南省人材育成計画	46億8,200万円
(14) 甘肅省地方道路整備計画	200億1,300万円
(15) 湖南省地方道路整備計画	230億円
計15案件	総額1,613億6,600万円

3. 今次円借款の特徴等

( 1 ) 規模

本年度の中国に対する円借款の総額 1,613億6,600万円は、特別円借款を含む対前年度比約24.7%減(約530億円減)、年次分のみとの比較では約18.2%減(約358億円減)となる。(下記実績の推移参照)

( 2 ) 内容

今回の円借款は、昨年度に引き続き環境、内陸重視の観点から、環境案件が15件中7件(金額ベースで全体の約54%)、内陸案件が15件中13件(同約85%)を占めており、これは昨年策定された「対中国经济協力計画」の中の重点分野に沿った内容となっている。また対中円借款における新たな支援分野として人材育成案件が6件加わっていることが特徴である。

なお、これにより中国に供与した円借款(特別円借款含む)の累計は交換公文ベースで2兆8,292億7,500万円となる。

(参考) 実績の推移

第4次円借款(1996-2000年度) (ラウンド方式)						単年度供与方式
年 度	1996	1997	1998	1999	2000	2001
供与額(億円)	1705.11	2029.06	2065.83	1926.37	2143.99 (注)	1613.66
(対前年度比)	20.6%	19.0%	1.8%	6.8%	11.3%	24.7%

(注) 2000年度実績には特別円借款170億200万円が含まれている。  
年次分のみは1,971億9,700万円。

平成14年3月29日

## 中国向け「円借款候補案件リスト」の作成について

1. わが国政府は、中華人民共和国政府との間で、今後複数年に亘る中国向けの「円借款候補案件リスト」（いわゆるロング・リスト）を作成した。
2. これまでの中国向け円借款は、複数年度にわたり供与額を約束するラウンド方式で行われてきたが、本年度よりは「円借款候補案件リスト」に基づき各年度毎に取り上げる案件を選定する単年度方式へと移行することとなった。また、対中国経済協力の今後の基本方針として昨年10月に「対中国経済協力計画」が策定されており、その中にわが方の重点分野が明記された。中国向け「円借款候補案件リスト」策定の過程では、この計画の重点分野を十分に中国側に伝達し、今次「円借款候補案件リスト」には中国側より要請があった案件でわが方重点分野に合致すると考えられるものが候補案件として掲載されている。単年度方式では、各年度毎に中国側要請を踏まえた上で、わが国として実施すべきと考える案件を個別具体的に選定することとなるため、これまでのラウンド方式に比してわが国の意向をきめ細かく反映する余地が大きくなっている。
3. この「円借款候補案件リスト」には、日・中両国政府で確認した37案件が候補案件として掲載されている。これらの案件は、「対中国経済協力計画」にあるわが方重点分野、（1）環境保全、（2）人材育成・教育、（3）貧困対策、に沿ったものとなっている。

### （参考）

一般的に、「円借款候補案件リスト」とは、円借款年次供与国に対し、当該国より複数年に亘る要請案件を提出せしめ、これを基礎としつつ、両国政府間で協議を通じて作成するものである。その後、各年度毎に取り上げるべき案件を選定の上、供与を実施することとなる。「円借款候補案件リスト」の利点としては、中・長期的観点から円借款案件のより効果的・効率的な発掘・形成、援助の透明性の向上、各種スキーム（技術協力等）との連携の促進、他の援助国・国際機関・民間との連携の促進が挙げられる。なお、「円借款候補案件リスト」に掲載されている案件はあくまで候補案件であり、実施を約束するものではない。また今後、案件の追加、削除等の改訂が随時行われていくこととなる。

---

平成14年3月29日

## 気候変動に関する日米政府間ハイレベル協議の開催について

- 1．気候変動に関する日米政府間ハイレベル協議は、4月5日（金）東京（環境省）において開催される。この協議は、昨年7月、ワシントンにおいて開催された第1回日米政府間ハイレベル協議に続き、第2回目の開催となる。
- 2．この協議には、日本側から大木浩環境大臣を団長として、朝海和夫地球環境問題等担当大使、浜中裕徳環境省地球環境審議官、大井篤経済産業省大臣官房審議官ほか、米側からドブリアンスキー国務次官、コノートン環境評議会（CEQ）議長ほか参加する予定である。
- 3．この協議は、2001年6月30日の日米首脳会談で小泉純一郎総理大臣の提案を受けて開始されたものであり、緊急の地球規模の課題である気候変動に関する日米協力について議論する予定である。

平成14年3月29日

## 東チモール大統領選挙への選挙監視団の派遣について

- 1．わが国政府は、3月29日（金）、4月14日に予定されている東チモール大統領選挙の公正な実施を支援するため、国際平和協力法に基づき、選挙監視団8名（民間人4名、外務省職員2名を含む関係行政機関職員4名）を4月上旬から中旬まで10日間程度東チモールに派遣することを決定した。
- 2．本年1月、国連からわが国に対し東チモール大統領選挙監視団の派遣についての招請があった。現在、東チモールでは5月20日の独立に向け統治機構の設立に向けた取り組みが続いているが、今回の大統領選挙はその最終段階としての意義を有する。
- 3．政府としては、東チモールの独立と国造りに向けて出来る限りの協力を行うとの方針の下、これまで様々な支援を行っており、国際平和協力法に基づき自衛隊施設部隊を派遣中である。今回の選挙監視団もこのような方針に基づくものであり、2月27日の官房長官による準備発言を受け準備を行ってきた経緯がある。
- 4．なお、東チモールへの選挙監視団の派遣は、昨年8月の憲法制定議会議員選挙に引き続き2回目である。また、国際平和協力法による選挙監視団の派遣としては9件目になる。

## 対象案件の概要

### 1．シマドリ・ヴァイザック送電線建設計画（供与限度額 64億円）

アンドラ・プラデシュ州の工業地区であるビシャカパトナム近郊に建設中のシマドリ（500MW×2）、ヴァイザック（520MW×2）両石炭火力発電所からの電力送電のための送電線の増設、変電所建設、引き出し口の設置を行うものである。

第1期分については、1997年10月にE/N締結（供与限度額106億2,900万円）し、同年12月にL/A締結。

### 2．西ベンガル州送電網整備計画（供与限度額 31億2,700万円）

インド東部の西ベンガル州では、深刻な電力不足に対応するために、発電所の建設が進められているが、一方で送電線網の整備が大きく遅れている。

このような状況に対応するため、西ベンガル州全域を対象に高圧送電線の拡張、関連変電所の新設、増強を行うことで送配電ロスの軽減を図ると共に、電力の安定供給を図るものである。

第1期分については、1997年1月にE/N締結（供与限度額110億8,700万円）し、同年2月にL/A締結。



平成14年3月28日

## インドに対する円借款の供与について

1. わが国政府は、インド政府に対し、継続案件である「シマドリ・ヴァイザック送電線建設計画（ ）」および「西ベンガル州送電網整備計画（ ）」について、総額95億2,700万円までの円借款を供与することとし、このための書簡の交換が、3月28日（木）、ニューデリーにおいて、わが方平林博在インド大使と先方ヴァスデヴ大蔵省経済担当次官(Mr. Chander Mohan Vasudev, Secretary (Economic Affairs), Ministry of Finance)との間で行われた。

### 2. 対象案件

今回円借款を供与する2案件は1997年度（シマドリ・ヴァイザック送電線建設計画）および1996年度（西ベンガル州送電網整備計画）に第 期分として供与した円借款資金により既に工事が実施されている継続案件である。第 期分の資金のみでは近日中に資金不足により工事が中断し、これまで行ってきた工事等が無駄になり、本件計画の完成の目処が立たなくなることから、本計画を完成させるため、今般円借款を継続実施することとしたものである。円借款供与限度額と供与条件は次のとおり。

#### (1) 対象案件の円借款供与限度額

シマドリ・ヴァイザック送電線建設計画（ ）	64億円
西ベンガル州送電網整備計画（ ）	31億2,700万円
（合計）	95億2,700万円

#### (2) 供与条件

- (イ) 金利：年1.8%
- (ロ) 償還期間：30年（10年の据置期間を含む）
- (ハ) 調達条件：一般アンタイト

平成14年3月28日

ベトナムに対する円借款の供与について  
～ベトナムの経済社会開発および市場経済化努力支援のために～

1. わが国政府は、ベトナム社会主義共和国政府に対し、同国の経済社会開発および市場経済化努力を支援するため、総額675億1,000万円までの円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月28日(木)、ハノイにおいて、わが方山崎隆一郎在ベトナム大使と先方チャン・スアン・ザー計画投資大臣(Hon. Tran Xuan Gia, Minister of Planning and Investment of the Socialist Republic of Viet Nam)との間で行われた。

2. 今回のベトナムに対する円借款は、2000年6月に策定された対ベトナム国別援助計画や2001年8月に両国間で行われた経済協力政策協議の結果等に基づき、運輸・電力分野における経済社会インフラ整備のため以下の5案件を対象とした。

【通常の円借款4案件：(合計額)447億4,200万円】

(1) オモン火力発電所およびメコンデルタ送変電網建設計画(第二期)	155億9,400万円
(2) ハイヴァントネル建設計画(第三期)	33億5,900万円
(3) 紅河橋建設計画(第二期)	148億6,300万円
(4) サイゴン東西ハイウェイ建設計画(第二期)	109億2,600万円
(計)	<u>447億4,200万円</u>

【特別円借款1案件】

(5) タンソンニャット国際空港ターミナル建設計画	227億6,800万円
(総額)	<u>675億1,000万円</u>

3. 借款条件

【通常の円借款】

(1) 金利

(イ) コンサルタント部分 上記2.(4)および(5)は特別環境金利と同じ金利(0.75%)を適用。

(注) 上記2.(1), (2), (3)は本体部分のみ供与。

(ロ) 本体部分 上記2.(1)から(4)は通常金利(1.80%)を適用。

上記2.(5)は、特別円借款金利(0.95%)を適用。

(2) 償還期間

30年(10年間の据置期間を含む)

但し、特別環境金利と同じ金利が適用されるコ

ンサルタント部分および特別円借款については4  
0年（10年間の据置期間を含む）

（3）調達条件

一般アンタイド

但し、特別環境金利と同じ金利が適用されるコ  
ンサルタント部分については二国間タイド。また、  
特別円借款（監査部分を除く）は日本タイド。

（4）その他

特別円借款については、調達プロセスの公正性、  
競争性を確保するため、調達手続について借款資  
金を活用し、第三者機関等による定期的・事後的  
監査を実施する。

4．なお、今回の円借款の供与により、わが国のベトナムに対する円借款の総額は、  
7,363億300万円となる。

## 対越円借款案件の概要

### 1. 年次円借款4案件[供与限度総額：447億4,200万円]

#### (1) オモン火力発電所およびメコンデルタ送変電網建設計画(第2期)

[供与限度額：155億9,400万円]

越南部の電力需要増加に対応するため、メコン・デルタの中心であるカント・省オモンに火力発電所(300MW、重油/ガス焚き)および周辺地域への関連送変電設備の建設を行うもの。

#### (2) ハイヴァントンネル建設計画(第3期)

[供与限度額：33億5,900万円]

越を南北に縦断する国道1号線のフエ、ダナン間に位置するハイヴァン峠区間において、全長約6.3kmの道路トンネル(対向2車線)およびアプローチ道路・橋梁(ランコー橋等)を建設するもの。

#### (3) 紅河橋建設計画(第2期) [供与限度額：148億6,300万円]

ハノイ市を流れる紅河に同市タインチ地区とザーラム地区を結ぶ橋梁を建設するとともに、国道1号線と5号線を結ぶバイパス道路を建設するもの。

#### (4) サイゴン東西ハイウェイ建設計画(第2期)

[供与限度額：109億2,600万円]

ホーチミン市の交通渋滞の解消をはかるため、東西交通の幹線道路(トンネル1.6km、道路20.3km)を建設すると共に、運河沿い地区の生活環境の改善を図るもの。事業実施に伴う住民移転のための移転先整備も併せて実施し、都市住民の生活環境の改善を行う。

### 2. 特別円借款1案件

#### (1) タンソンニャット国際空港ターミナル建設計画

[227億6,800万円]

ホーチミン市の中心から北方約7kmに位置するタンソンニャット国際空港に、国際旅客用の新ターミナルビルを建設するとともに、関連機器を設置するもの。

平成14年3月28日

インドネシアに対する円借款の供与について  
～インドネシアの緊急の開発課題に対応～

1. わが国政府は、インドネシア共和国政府に対し、同国の経済社会開発努力を支援するため、総額417億3,100万円までの円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月28日(木)、ジャカルタにおいて、わが方堂道秀明在インドネシア臨時代理大使と先方アンワル・サントソ外務省多国間経済・財政・開発総局長代行 (Mr. Anwar Santoso, Acting Director General for Multilateral Economy, Finance and Development, Department of Foreign Affairs)との間で行われた。

2. 今回のインドネシアに対する円借款は、リハビリ・新規灌漑の実施により米を中心とした食糧の増産、農民の所得向上を図り、もって貧困削減への貢献を図る案件、水資源分野の円借款完成案件のリハビリを通じて維持管理体制強化策を実施し、既存施設の持続性を確保する案件を取り上げており、インドネシアの緊急の開発課題に対応するためのものとなっている。

(1) 小規模灌漑管理計画( )	270億3,500万円
(2) リハビリ・維持管理体制改善計画(水資源分野)	146億9,600万円
(計)	417億3,100万円

3. 借款条件

(1) 金利: 年1.8%

ただし、コンサルタント部分については特別環境案件と同じ金利(年0.75%)を適用。

(2) 償還期間: 30年(10年の据置期間を含む)

ただし、年0.75%の特別環境金利適用部分については40年(10年の据置期間を含む)。

(3) 調達条件: 一般アンタイド

ただし、コンサルタント部分は二国間タイド。

4. なお、今回の書簡の交換により、わが国のインドネシアに対する円借款の総額は、3兆7,905億7,060万円(交換公文ベース)となる。

## 2001年度対インドネシア円借款案件概要

1. 小規模灌漑管理計画( ) (供与限度額： 270億3,500万円)  
東部インドネシア8州(西ヌサトゥンガラ州、東ヌサトゥンガラ州、南スラウェシ州、南東スラウェシ州、中部スラウェシ州、ゴロンタロ州、北スラウェシ州、バリ州)において水路等の建設によるリハビリ・新規灌漑(27件)を行うことによって、米を中心とした食糧の増産、農民の所得向上を図り、もって貧困削減への貢献を図るもの。あわせて、水管理の持続性確保のための組織強化を行うもの。
2. リハビリ・維持管理体制改善計画(水資源分野)  
(供与限度額： 146億9,600万円)  
ジャワ、スマトラ地域の水資源分野の円借款完成案件7件のリハビリを通じて、維持管理体制強化策を実施し、既存施設のサステナビリティ(持続性)を確保するもの。

平成14年3月28日

## タイに対する円借款の供与について

1. わが国政府は、タイ王国政府に対し、「P E A（地方配電公社）送電網拡充計画（第7段階第2期）」のための23億2,600万円までを限度とする円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月28日（木）、バンコクにおいて、わが方時野谷敦在タイ大使と先方ソムキット・チャトゥシーピタック副首相兼大蔵大臣（H.E. Dr. Somkid Chatusripitak, Deputy Prime Minister and Minister of Finance）との間で行われた。

### 2. 案件の概要

「P E A送電網拡充計画（第7段階第2期）」

タイ北部において、既設の11変電所から送電線（115kV、総延長約455km）を新設し、同時に接続する11の配電用変電所（115/22kV）を新設するもの。

### 3. 借款条件

- （1）金利： 年2.2%
- （2）償還期間： 25年（7年の据置期間を含む）
- （3）調達条件： 一般アントайд

4. 今回の書簡の交換により、1967年度以降タイに供与された円借款の総額は、1兆9,192億7,800万円（交換公文ベース）となる。

（参考）バンコク首都圏以外の電力供給を行っているP E Aの電力需要は、1991年から2000年において、経済危機の影響を受けた1998, 1999年を含め年平均10%の伸びを記録した。今後10年間においても年平均6%以上の伸びが想定されている。

こうした中、本案件は地域の電力安定供給の維持、電力システムの信頼度向上、電力損失の低減のため実施されるものである。なお、P E Aは従来より、地域ごとに段階分けをして送電網・配電網の継続的な設備増強を実施してきており、本事業はこのような一連の事業のうち北部地域をカバーするものである。

平成14年3月28日

## チリ国立歴史博物館に対する文化無償協力について

1. わが国政府は、チリ共和国政府に対し、チリ国立歴史博物館が写真修復機材（デジタルカメラ、コンピューター、全自動写真印刷装置他）を購入するため（the supply of equipment for restoration of photographs to the National History Museum）、3,200万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月27日（日本時間28日）、サンティアゴにおいて、わが方成田右文在チリ大使と先方マリア・ソレダ・アルベアル・バレンスエラ外務大臣（Maria Soledad ALVEAR Valenzuela, Minister of Foreign Affairs）との間で行われた。
2. チリ国立歴史博物館は、1911年に設立され、チリの歴史を代表するあらゆる物品の保管庫となっている。同博物館はチリの歴史に係る写真の修復、複製、保管等を行っている唯一の専門機関であり、修復された写真は書籍、学術調査、展示会、テレビのドキュメンタリー番組等で利用されている。しかし、写真修復に必要な機材が不足しており、新たな機材を購入することを希望しているが、予算上の制約から困難な状況にある。

このような状況の下、チリ政府は、国立歴史博物館が写真修復機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。



平成14年3月27日

## エジプトのサイド・ダルウィーシュ劇場に対する文化無償協力について

- 1．わが国政府は、エジプト・アラブ共和国政府に対し、サイド・ダルウィーシュ劇場が照明・音響機材を購入するため（the supply of lighting and sound equipment to the Sayed Darwish Theatre）、4,900万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月27日（水）、カイロにおいて、わが方山口壽男在エジプト臨時代理大使と先方マイ・アブル・ダハブ国際文化関係担当外務次官（Ambassador May Aboul-Dahab, Assistant Foreign Minister for International Cultural Relations）との間で行われた。
- 2．サイド・ダルウィーシュ劇場は、1921年にアレキサンドリアで「モハメド・アリ劇場」として設立されたが、1952年にエジプトの英雄的歌手であり、エジプト国歌の作曲者でもある「サイド・ダルウィーシュ」の名を冠した劇場となり、同劇場内大ホールと小ホールを使用して演劇、オペラ、民族舞踊等年200回に上る公演、約10万人の観客総数を誇っている。しかし、既存の機材は老朽化しており、新たな機材を購入することを希望しているが、予算上の制約から困難な状況にある。

このような状況の下、エジプト政府は、サイド・ダルウィーシュ劇場が照明・音響機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年3月27日

ラオスの「マラリア対策（第二次）・寄生虫対策計画」  
に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、ラオス人民民主共和国政府に対し、「マラリア対策（第二次）・寄生虫対策計画(The Project for Malaria Control(Phase 2) and Parasitic Diseases Control)」の実施に資することを目的として3億500万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、3月27日（水）、ビエンチャンにおいて、わが方橋本逸男在ラオス大使と先方ポンサワット・ブーパ外務大臣代理(H.E.Mr. Phongsavath BOUPHA, acting Minister of Foreign Affairs)との間で行われた。
2. ラオスにおいては、国民の80%がマラリア流行地域に居住していると推測されている。1996年からマラリア寄生虫昆虫センター(CMPE)が実施機関となり薬剤浸漬蚊帳使用によるマラリア感染予防、マラリアの予防と治療に関する教育および早期診断・早期治療等を含む総合的な国家マラリア対策プログラム（第一次マラリア対策5ヵ年計画、1996から2000年までの5年間）が複数の支援国、機関（日本、ADB（アジア開発銀行）、EU（欧州連合）、世銀等）からの協力により施行された。この計画により死亡数60%の削減および罹患数40%の削減はみられたものの目標値（死亡数80%削減、罹患数50%削減）には到らず、マラリアは現在も同国における死亡原因の第1位である。そのため、ラオス保健省は第二次マラリア対策5ヵ年計画（2001から2005年）を策定し、第一次マラリア対策5ヵ年計画の目標を達成することとしている。一方、寄生虫対策は、1990年代前半に実施された寄生虫感染実態調査によると、感染率は80%前後と高く、対策が望まれていながらこれまで具体的な方策が取られずに来た。2001年になってようやく、国家保健開発5ヵ年計画（2001から2005年）において学童を対象としたプログラムの実施を計画、WHO（世界保健機関）も2001年10月から学校保健を通じた腸管寄生虫対策をビエンチャン県で開始した。このような状況の下、ラオス政府は、薬剤浸漬蚊帳を用いたマラリア感染予防を主軸とした総合的なマラリア対策および学校保健を通じた寄生虫対策を目的とした「マラリア対策（第二次）・寄生虫対策計画」を策定し、この計画のための資機材の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。
3. この計画の実施により、約26万人の住民が薬剤浸漬蚊帳を使用することにより、マラリアの感染が予防され、また、学校保健を通じた寄生虫対策が行われることにより、約2万5,000人の学童の寄生虫による健康障害が軽減されることが期待される。

平成14年3月27日

## スリランカに対する特別円借款の供与について

1．わが国政府は、スリランカ民主社会主義共和国政府に対し、総額332億6,500万円を限度とする特別円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月27日（水）、コロンボにおいて、わが方大塚清一郎在スリランカ大使と先方ラトワッタ大蔵省次官との間で行われた。

### 2．案件概要

#### アッパーコトマレ水力発電計画

スリランカの急激な電力需要増（過去20年平均7%、今後毎年6から10%の見通し）に対応するため、電源開発計画の一翼を担うものとしてコトマレ川に流れ込み式発電所（150MW）を建設するもの。

### 3．供与条件は次の通り。

- （1）金利：年0.95%（コンサルタント部分については年0.75%）
- （2）償還期間：40年（10年の据置期間を含む）
- （3）調達条件：日本タイド（コンサルタント部分については二国間タイド）
- （4）その他：調達プロセスの公正性、競争性を確保するため、調達手続きについては、第三者機関等による定期的・事後的監査を実施することとする。

4．この特別円借款は、平成10年12月に発表された「アジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款」により供与されるものであり、アジア経済危機の影響を受けたスリランカ経済の再活性化を支援するために実施されるものである。

平成14年3月26日

## フィリピンに対する円借款の供与について

1. わが国政府は、フィリピン共和国政府に対し、724億8,700万円までの第25次および特別円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月26日(火)、マニラにおいて、わが方荒義尚在フィリピン大使と先方フランクリン・M・エブダリン臨時代理外務長官との間で行われた。

### 2. 今次円借款の概要

今次円借款においては、わが国の対フィリピン国別援助計画(1999年8月策定)に言及されている4つの重点分野(持続的成長のための経済体質の強化および成長制約的要因の克服、格差の是正(貧困緩和と地域格差の是正)、環境保全および防災対策、人材育成および制度造り)における次の諸案件に対する支援を行うこととしている。

#### (1) 通常円借款

- (イ) 幹線道路網整備計画( )
- (ロ) 次世代航空保安システム整備計画
- (ハ) バゴ川灌漑システム改修・維持管理強化計画
- (ニ) イロイロ洪水制御計画( )

#### (2) 特別円借款

- (イ) 地方開発緊急橋梁建設計画
- (ロ) 海難救助・海上汚染防止システム増強計画
- (ハ) 北ルソン風力発電計画

### 3. 供与条件

(1) 金利 通常案件金利(以下を除く本体部分): 年2.2%

特別円借款案件金利: 年0.95%

(1.(2)(イ)、(ロ)、(ハ)の本体部分および  
(2)(ロ)のコンサルタント部分)

通常環境案件金利: 年1.7%(1.(1)(二)の本体部分)

環境配慮コンサルタント特別金利: 年0.75%

(1.(1)(イ)、(ハ)、(二)および(2)(イ)、  
(ハ)のコンサルタント部分)

通常コンサルタント金利: 年1.8%

(1.(1)(ロ)のコンサルタント部分)

#### (2) 償還期間

通常案件、通常環境案件および通常コンサルタント部分:

30年(10年の据置期間を含む)

特別円借款案件の全部および環境配慮コンサルタント部分:

40年(10年の据置期間を含む)

(3) 調達条件

通常案件の本体部分、通常環境案件の本体部分および通常コンサルタント部分： 一般アuntime

特別円借款案件の本体部分： 日本アuntime

特別円借款案件のコンサルタント部分および環境配慮コンサルタント部分： 二国間アuntime

4. 今回の書簡の交換により、1968年以降フィリピンに供与された円借款の総額は、交換公文ベースで2兆1,515億5,200万円となる。

(別紙)

対フィリピン2001年度円借款  
(案件概要)

1. 幹線道路網整備計画( )

Arterial Road Links Development Project(Phase )

幹線道路ネットワークを整備することにより、人的・物理的交流の促進および輸送の効率化・費用削減を図り、ひいては地方経済の振興・活性化に寄与するもの。下記(口)区間については、環境社会への影響を十分配慮した路線位置の確定、事業費積算、事業実施計画の作成、入札書類の作成等を含む詳細設計を作成する。

(イ) 日比友好道路ビサヤス区間：アレン～カルバヨグ～カルビガ区間約190km(サマール島北・西サマール州)、およびアガス・アガス橋約1.5km(レイテ島南レイテ州)

(ロ) セブ北海岸道路(セブ州マндаウエ市等)

2. 次世代航空保安システム整備計画

New Communications, Navigation and Surveillance / Air Traffic Management Systems Development Project

衛星を利用した航空通信、航行援助、航空機監視のシステムを構築するプロジェクトであり、国際民間航空機関(ICAO)の提言を受け、フィリピン政府がその整備を実施するもの。従来の地上施設を利用したものと比較して、電波到達範囲、システム制度、広範囲運用、通信能力等において格段に優れたシステム。具体的には、ATMセンター、通信システム、航法補助システム、航空機監視レーダー網、気象監視システムを整備するもの。

3. バゴ川灌漑システム改修・維持管理強化計画

Bago River Irrigation System Rehabilitation and Improvement Project

ネグロス・オキシデンタル州のバゴ川灌漑システムにおいて、既存施設の改修、水

管理施設等の機能強化、水利組合の組織強化等をはかり、約1万3,500haの農地の生産性を向上させる。

#### 4．イロイロ洪水制御計画（ ）

Iloilo Flood Control Project(Phase )

イロイロ市を貫流するハロ川、イロイロ川の改修、排水路の改修、放水路の建設を行い、洪水対策とするもの。超過確率20年規模の洪水に対応して放水路整備、築堤、河川、排水路の掘削、橋梁の架け替えを主たる事業とする。

#### 5．地方開発緊急橋梁建設計画

Urgent Bridge Construction Project for Rural Development

比全土の地方都市圏における国道における約200の仮設橋および老朽橋梁の掛け替えを行い地方経済振興を図るもの。

#### 6．海難救助・海上汚染防止システム増強計画

Improvement of the Marine Disaster Response and Environmental Protection System Project

海難事故や油流出事故が多発する比海域において、比海上保安庁（PCG）の海難救助および海上汚染防止能力を高めるため、7隻の防災船（多目的対応船）を比国内の主要港湾に配備するもの。

#### 7．北ルソン風力発電計画

Northern Luzon Wind Power Project

ルソン島北部において約40MW規模の風力発電所および近傍の基幹送電線までを結ぶ約42km送電線を建設するもの。

平成14年3月26日

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく  
ソフトウェア無線機に係る共同研究に関する書簡の交換について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくソフトウェア無線機に係る共同研究に関する書簡の交換は、3月26日（火）、東京において、わが方川口順子外務大臣と先方ハワード・ベーカー駐日米国大使との間で行われた。

この共同研究は、日米間で推進する防衛協力の一環として、日米両政府間において協議が行われてきた結果、このほどその基本的な事項につき双方の間で最終的な了解を得るに至ったものである。

（参考）この共同研究は、日米のソフトウェア無線機の技術的な相互運用性を確保するために、同一の設計指針に基づいて日米がそれぞれ試作したソフトウェア無線機を用いて、ソフトウェア無線機の技術的な相互運用性に関する研究を行うものである。

平成14年3月26日

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく固定翼哨戒機  
(P-3C)の後継機のアビオニクス装置およびミッション・システムに係る  
共同研究に関する書簡の交換について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく固定翼哨戒機(P-3C)の後継機のアビオニクス装置およびミッション・システムに係る共同研究に関する書簡の交換は、3月26日(火)、東京において、わが方川口順子外務大臣と先方ハワード・ベーカー駐日米国大使との間で行われた。

この共同研究は、日米間で推進する防衛協力の一環として、日米両政府間において協議が行われてきた結果、このほどその基本的な事項につき双方の間で最終的な了解を得るに至ったものである。

(参考)この共同研究は、日米の固定翼哨戒機(P-3C)の後継機であるわが国の海上哨戒機および米国の多用途海上航空機のアビオニクス装置およびミッション・システムについて、相互運用性の確保および日米両国による将来の共同開発の可能性に関する研究を行うものである。



平成14年3月26日

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくOP-3C航空機の取得および生産に関する書簡の交換、SH-60J航空機、UH-60J航空機およびUH-60JA航空機の取得および生産に関する書簡の交換ならびに多連装ロケット・システムの取得および生産に関する書簡の交換について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくOP-3C航空機の取得および生産、SH-60J航空機、UH-60J航空機およびUH-60JA航空機の取得および生産ならびに多連装ロケット・システムの取得および生産に関し、日米両政府間において所要の交渉が行われてきたところ、このほど双方の間で最終的な了解をみるに至ったので、このための書簡の交換が3月26日（火）、東京において、わが方川口順子外務大臣と先方ハワード・ベーカー駐日米国大使との間で行われた。

平成14年3月26日

トルクメニスタンのトルクメニスタン・オリンピック委員会に対する  
文化無償協力について

1．わが国政府は、トルクメニスタン政府に対し、トルクメニスタン・オリンピック委員会がスポーツ器材を購入するため（the supply of sports equipment to the National Olympic Committee of Turkmenistan）、4,520万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月26日(火)、アシハバードにおいて、わが方菅沼健一在トルクメニスタン公使と先方レジェポフ内閣副議長兼トルクメニスタン・オリンピック委員会議長（B. Redzhepov, Deputy Chairman of the Cabinet of Ministers and Chairman of the National Olympic Committee of Turkmenistan）の間で行われた。

2．トルクメニスタンでは、サンボ等従来からの競技だけではなく、空手、柔道等の格闘技が伝統的に盛んであり、スポーツ・文化の振興および青少年の育成に大きな役割を果たしている。トルクメニスタン政府はスポーツを通じた青少年教育や国際交流も重視しており、トルクメニスタン・オリンピック委員会はその実施機関として活動している。しかし、同委員会は、ソ連崩壊後の逼迫した財政状況により、老朽化した器材および備品の更新が困難となっている。

このような状況の下、トルクメニスタン政府は、トルクメニスタン・オリンピック委員会がスポーツ器材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年3月25日

セミナー「太平洋と日本：ミクロネシア・国家建設の第二ステージ」  
の開催について

- 1．セミナー「太平洋と日本：ミクロネシア・国家建設の第二ステージ」は、3月28日（木）に、東京（赤坂プリンスホテル）において、外務省および（社）太平洋諸島地域研究所の共催で開催される。このセミナーは、2000年4月22日に宮崎で開催された「太平洋・島サミット」のフォローアップ事業の1つとして開催されるものである。
- 2．このセミナーには、ミクロネシア地域から、サンドラ・ピエラントッチ・パラオ共和国副大統領、イエスケ・イエシ・ミクロネシア連邦外務大臣をはじめ、ミクロネシア地域のリーダーたちが参加するほか、わが国から渡邊昭夫東京大学名誉教授が出席する。
- 3．このセミナーでは、日本とミクロネシア地域の国々との今後の関係のあり方を構築する際の参考とするため、各国のリーダーたちが、それぞれの国家建設の第二段階に向けた方針を語ると共に、わが国の有識者等との意見交換を行う予定である。
- 4．なお、ミクロネシア連邦およびマーシャル諸島共和国は1986年に独立し、2001年に米国との自由連合協定期間が終了した。また、パラオは1994年に独立し、2009年に自由連合協定期間が終了し、これらの国々は国家建設の第二段階に入ろうとしている。

平成14年3月25日

## ジョンストンOECD事務総長の来日について

- 1．ドナルド・ジョンストン経済協力開発機構（OECD）事務総長は、4月3日（水）から8日（月）まで来日する。
- 2．ジョンストン事務総長は、滞在中、4日に開催されるシンポジウム「日本の経済構造改革を考える」（OECD、経済団体連合会および日本経済新聞社共催。外務省等後援）に出席する他、政府関係者、ビジネス関係者等との意見交換を行う予定である。

平成14年3月25日

## アブ・アラ・パレスチナ立法評議会（PLC）議長の来日について

- 1．アブ・アラ・パレスチナ立法評議会議長は、3月27日（水）から30日（土）まで、外務省の招待により来日する。
- 2．アブ・アラ議長は、滞在中、わが国政府要人、国会関係者との会談等を行い、パレスチナ情勢の現状および和平に関するパレスチナ側の立場を説明する見込みである。なお、アブ・アラ議長はアラファト・パレスチナ解放機構（PLO）執行委員会議長からの小泉純一郎総理大臣宛親書を携行する予定である。
- 3．アブ・アラ議長は、アラファト議長の最有力の後継者とも目されている人物であり、パレスチナ情勢を巡って暴力の悪循環が激化する中、事態打開に向け、ペレス外相をはじめとしたイスラエル側と断続的にコンタクトを行ってきている。わが国としては、このような和平推進派の動きを支え、中東和平プロセス進展の一助とするという観点から、今般同議長の招待を決定したものである。同議長の訪日は、2000年9月末のイスラエル・パレスチナ間の衝突発生以来、パレスチナ側からの最もハイレベルによるものである。

平成13年3月23日

ドミニカ共和国の「予防接種拡大計画」のための  
ユニセフに対する無償資金協力について

1. わが国政府は、ドミニカ共和国における「予防接種拡大計画」(Project for the Expansion of Immunization Program)の実施に資することを目的として、国連児童基金(ユニセフ)に対し、6億900万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月22日(日本時間23日)、サンクトドミンゴにおいて、わが方野上武久在ドミニカ共和国大使と先方ヘイモ・ラッコネン・ユニセフ・ドミニカ共和国代表(Mr.Heimo Laakkonen, Representative of the UNICEF Office in the Dominican Republic)との間で行われた。
2. ドミニカ共和国では、1歳未満の乳児の死亡率は43人/1,000人と非常に高く、主な死亡原因は感染症(百日咳、破傷風、ジフテリア、B型肝炎、B型インフルエンザ等)、急性呼吸器疾患、下痢症、栄養失調である。この中でも感染症による死亡率は死亡原因の半分近くを占めており、感染症の予防対策として乳児に対するワクチンの接種拡大を行うことが急務となっている。  
こうした状況を踏まえ、ドミニカ共和国政府は、「国家保健計画」を策定し、乳児に対するワクチンの接種率を向上させるべく努力しているが、ワクチンおよび関連機材の購入のための資金および人材の不足により、この計画を十分に実施できない状況にある。  
このような状況の下、ドミニカ共和国政府およびユニセフは、効率的なワクチン接種を可能にする5種混合ワクチンの導入を図るための「予防接種拡大計画」を策定し、この計画の実施のために必要な5種混合ワクチン(百日咳、破傷風、ジフテリア、B型肝炎およびB型インフルエンザ)および関連機材等の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
3. この計画の実施により、ドミニカ共和国におけるワクチンの接種率が大幅に向上するとともに、乳児の感染症発症数が減少し、死亡率が低下することが期待される。

平成14年3月23日

## ホンジュラスに対する無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）について

- 1．わが国政府は、ホンジュラス共和国政府に対し、5億円の無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）を行うこととし、このための書簡の交換が3月22日（日本時間23日）、テグシガルパにおいて、わが方竹元正美在ホンジュラス大使と先方ギジェルモ・ペレスーカダルソ・アリアス外務大臣（Guillermo Perez-Cadalso Arias, Secretario de Estado en el Despacho de Relaciones Exteriores de la Republica de Honduras）との間で行われた。
- 2．ホンジュラスでは、1994年10月以降財政再建、経済自由化を目的とする新経済政策を実施したことにより、1995年から1997年まで3%以上の経済成長率を達成したが、1998年10月のハリケーン・ミッチにより、農産物を中心に50億ドルに上る被害を受け、1999年の経済成長率はマイナス1.9%に後退した。また、現フローレス政権は、IMF（国際通貨基金）とのESAF（拡大構造調整ファシリティ）協定に基づき、税制改革や電話公社の民営化等の経済構造調整改革を推進してきているが、1999年4月にはハリケーンの被害を考慮したパリ・クラブによる3年間の債務支払い凍結が認められた。  
さらに、ホンジュラスは2000年4月に暫定版貧困削減戦略ペーパー（I-PRSP）、2001年10月には完全版貧困削減戦略ペーパーの策定を終えるなど、貧困削減への取り組みも積極的に行っている。  
このような状況の下、ホンジュラス政府は、経済構造調整を推進するために必要な諸物資の購入にかかる資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。  
今回のノンプロジェクト無償資金協力は、ホンジュラスの構造調整計画の実施を支援するもので、ホンジュラス政府が経済構造改善の推進に必要な商品を輸入する代金の支払いのために使用される。

平成14年3月23日

## アンゴラの貧困農民等に対する食糧増産援助について

1. わが国政府は、国際連合食糧農業機関（FAO）を通じ、アンゴラ共和国の貧困農民等に対し、1億3,500万円の食糧増産援助を行うこととし、このための書簡の交換が、3月22日（日本時間23日）ローマにおいて、わが方林暘在イタリア大使と先方デヴィッド・ハチャリックFAO事務局次長（Mr. David HARCHARICK, Deputy Director-General）との間で行われた。
2. アンゴラは、1975年以降の紛争によって多数の避難民が発生し、農業生産が減少したことにより、栄養不良人口が増加し、食糧援助に慢性的に大きく依存している状況にある。このような状況に天候不順等の影響が加わり、貧困農民等多数の弱者の食糧事情が悪化している。
3. わが国政府としては、このような食糧事情の悪化を改善するため、FAOを通じ、野菜（トマト、キャベツ、玉葱、人参等）の種子、農具（鋤、<sup>すき</sup>鋤、<sup>くわ</sup>鉤、<sup>なた</sup>鉞）を貧困農民等弱者（約10万世帯）に配布するとともに有機農法の指導を行い、これらの貧困農民等の食糧自給および栄養改善を図ることを目的とする食糧増産援助を実施することとしたものである。



平成14年3月22日

## ビラ・ブルネイ・ダルサラーム国皇太子殿下の来日について

- 1．ビラ・ブルネイ・ダルサラーム国皇太子殿下は、随員と共に3月25日（月）から30日（土）までわが国政府の招待により来日する。
- 2．同皇太子殿下は、滞在中、天皇皇后両陛下、皇太子同妃両殿下、秋篠宮同妃両殿下、常陸宮同妃殿下との御会見を予定している。また、わが国政府要人と会談し、わが国とブルネイとの友好協力関係につき意見交換を行う予定。
- 3．同皇太子殿下の訪日は初めてである。この機会にわが国皇室とブルネイ王室との交流の緊密化のみならず、一層幅広い分野における交流の拡大、ひいては二国間関係の増進の契機となることが期待される。

平成14年3月22日

## 米国カリフォルニア州在住日系三世10名の来日について

- 1．米国カリフォルニア州在住日系三世10名は、3月24日（日）から30日（土）まで、外務省の招待により来日する。今回来日するのは、政治、法曹、教育、文化などの分野で活躍しており、また、それぞれの分野で日米関係の強化に貢献している方々である。
- 2．一行は、滞在中、高円宮同妃両殿下との御接見のほか、わが国の政界、官界、国際交流、文化、報道、NGO（非政府組織）等の関係者と意見交換を行う予定である。  
また、一行は、27日に行われる国際交流基金・東京大学アメリカ太平洋地域研究センター共催「米国日系リーダー・グループを迎えての米国多文化主義セミナー」に出席する予定である。
- 3．一行は、（1）米国における日系人の歴史的経験について日本における理解の促進を図る、（2）わが国の政治、経済、社会、文化等に触れ、対日理解・関心を増進する、（3）わが国の有識者との懇談を通じて相互理解、ネットワーク形成および具体的交流を促進すること等を目的として訪問するものである。

### （参考）

全米日系人博物館の統計によると、カリフォルニア州は、約29万人（地方自治体レベルとしては世界第二位。第一位は、サンパウロ州の約144万人）の日系人を有している。

平成14年3月22日

#### 第4回日タイ・ポリティコ・ミリタリー（PM）協議の開催について

1. 第4回日・タイ・ポリティコ・ミリタリー（PM）協議は、3月25日（月）、東京（三田共用会議所）において開催される。
2. この協議には、日本側から渥美千尋外務省アジア大洋州局参事官ほか外務省、防衛庁の当局者が、タイ側からノラチット・シンハセニ外務省東アジア局長ほか外務省、国防省の当局者がそれぞれ参加する。
3. この協議では、両国の安全保障・国防政策や地域情勢等について意見交換を行う。
4. なお、同日午後には、防衛庁において、第4回日タイ防衛当局者間協議が開催される。

平成14年3月22日

## アフリカ難民等に対する食糧援助について

1. わが国政府は、内戦、自然災害等の影響により深刻な食糧不足に直面しているアフリカ難民等に対し、世界食糧計画（WFP）を通じ、総額31億7,000万円の食糧援助を行うこととし、このための書簡の交換（2件）が、3月22日（金）、ローマにおいて、わが方林暘在イタリア大使と先方キャサリン・バーティニーニWFP事務局長（Ms.Catherine Bertini, Executive Director）との間で行われた。
2. 今回の難民等向け食糧援助の内訳は次のとおり（カッコ内は供与穀物と供与額）。
  - (1) アフリカ難民等
    - (イ) エチオピア連邦民主共和国国内被災民（小麦：5億5,000万円）
    - (ロ) ルワンダ、ブルンジ難民等（在ルワンダ、ブルンジ、タンザニア、ウガンダ）  
（豆、メイズミール：5億円）
    - (ハ) ザンビア共和国内被災民（メイズ：4億円）
    - (ニ) ウガンダ共和国内被災民（豆、メイズミール：3億2,000万円）
    - (ホ) 西アフリカ難民等（在マリ、シエラレオネ、ギニア）  
（豆、魚缶詰：5億円）
    - (ヘ) ギニアビサウ共和国紛争被災民（コメ：3億3,000万円）
    - (ト) ジブチ共和国紛争被災民（コメ：2億円）
    - (チ) コンゴ共和国紛争被災民（コメ：2億2,000万円）
  - (2) スリランカ国内被災民（魚缶詰：1億5,000万円）
3. (1) アフリカでは、度重なる内戦および干ばつ、洪水等の自然災害のため、社会的・経済的活動が深刻な打撃を受けるとともに、難民・国内被災民が厳しい生活を余儀なくされている。WFPは、「アフリカの角」、ルワンダおよびブルンジを含む大湖地域等において、現在保護・支援を必要とする1,000万人以上のアフリカ難民に対して食糧供給を行っている。
- (2) スリランカでは、タミル人過激派が分離独立を求め、政府軍と内戦状態にあったことおよび昨年8月以降の干ばつ等の自然災害により多数の被災民が発生しており、現在、多くの被災民が食糧援助を必要としている。  
これらの生活の糧を失った難民等は、深刻な食糧不足に直面している。こうした状況を踏まえ、WFPは、これら難民等への援助計画を策定するとともに、各国へ援助を要請してきている。
4. わが国としては、これらの難民等の深刻な食糧不足状況を踏まえ、人道的見地より、WFPを通じ、アフリカ難民等に対し小麦、メイズ等の食糧を購入するための資金を供与することとしたものである。

平成14年3月22日

コンゴ民主共和国の「ポリオ撲滅計画」のための  
ユニセフに対する無償資金協力について

1. わが国政府は、コンゴ民主共和国における「ポリオ撲滅計画」(the project for the Eradication of Poliomyelitis)の実施に資することを目的として、国連児童基金(ユニセフ)に対し、3億800万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月22日(金)、キンシャサにおいて、わが方福島清介在コンゴ民主共和国大使と先方フリッツ・レリソン在コンゴ民主共和国・ユニセフ事務局長特別代表(Mr. Fritz LHERISSON, Special Representative of the Executive Director of UNICEF to the Democratic Republic of Congo)との間で行われた。
2. コンゴ民主共和国では、1998年以来周辺国を巻き込んだ内戦が継続しているが、現在では停戦が概ね遵守されている。こうした中でユニセフは、同年以来、世界保健機関(WHO)等国際機関、諸援助国、NGO(非政府組織)等の支援を受けて、ポリオ・ワクチンの全国一斉投与(NID: National Immunization Days)を続けてきた。ポリオ野生株を有する国の中でもコンゴ民主共和国はとりわけ人口が多い上、度重なる紛争や情勢不安の中で国境内外を移動する難民が周辺国への野生株の感染ルートとなりやすいため、ユニセフは同国をポリオ撲滅計画の重点国として積極的な活動を展開してきた。過去4年間、2,000万人を超える児童に対して1人3回接種を完了して効果を上げており、ポリオ患者の発生に関しては、2000年には603件の症例(うち野生株の症例は28件)が報告されたが、2001年は1件も報告されていない。こうしたNIDの活動を支援するため、わが国も昨年3月に「ポリオ撲滅計画」として2億7,400万円をユニセフに対して拠出し、ワクチン購入費、輸送費等の支援を行った。  
コンゴ民主共和国政府は、2005年まで国内の交通手段の悪い地域および紛争地帯等で重点的に接種活動を展開していくことを予定している。しかしながら、同国が負担できる部分は財政事情等により極めて限られている上、内戦が継続していることから同国政府のみでは実施が不可能な状況であり、諸援助国の援助・協力を頼らざるを得ない状況となっている。  
このような背景の下、コンゴ民主共和国政府およびユニセフは2002年のNID実施のための「ポリオ撲滅計画」を策定し、この計画のためのポリオ・ワクチンの調達等に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
3. なお、わが国は2000年7月の九州・沖縄サミットにおいて、森喜朗前総理大臣より「沖縄感染症イニシアティブ」を発表し、HIV/AIDSおよび結核、マラリア、寄生虫、ポリオ等の感染症対策等にODA(政府開発援助)を通じて今後5年間に総額30億ドルを目途に協力を行う旨表明している。本計画はこうしたわが国のイニシアティブの一環として行われるものである。

平成14年3月22日

カンボジアの「乳幼児死亡率・罹患率低下計画」のためのユニセフに対する  
無償資金協力について

- 1．わが国政府は、カンボジア王国の「乳幼児死亡率・罹患率低下計画」( the Project for Reducing Infant and Child Mortality and Morbidity in the Kingdom of Cambodia)の実施に資することを目的として、国連児童基金(ユニセフ)に対し、3億800万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、3月22日(金)、プノンペンにおいて、わが方小川郷太郎在カンボジア大使と先方ルイ・ジョルジュ・アルスノ在カンボジア・ユニセフ代表(H.E.Mr.Louis-Georges Arsenault Representative in Cambodia, United Nations Children's Fund (UNICEF))との間で行われた。
- 2．カンボジアにおける乳幼児の健康状態は世界でも最も低い水準にあり、10人に1人が5歳になる前に死亡しており、その数は年間5万5,000人以上にのぼる。その原因は下痢、急性呼吸器感染症の他、破傷風・麻疹等のワクチンで予防可能な感染症である。  
また、深刻な栄養不足がこれらの病気の蔓延や死亡率の高さにつながっており、特にビタミンA、鉄分、ヨード等の微量栄養素の不足が深刻である。  
カンボジアにおいて、1歳以下の乳幼児死亡の約40%は出産後1カ月以内に起こっており、これは母親の健康状態の悪さ、不適切な分娩・新生児のケア、母子保健サービスの欠如に起因している。  
このような状況の下、カンボジア政府はユニセフの全面的な協力を得つつ、母子保健サービスの向上を目的とする「乳幼児死亡率・罹患率低下計画」を策定し、基礎的な医療保健サービスを改善し、乳幼児死亡率の低減、妊産婦死亡率の低減を達成するために、ワクチン接種の拡大、微量栄養素の配布、州病院、村落レベルのヘルスセンターへの基礎医薬品、基礎医療機材の供与、妊産婦への啓蒙活動、保健婦・助産婦等のスタッフの研修などを積極的に進めている。しかしながら、現時点ではプロジェクト推進のための資金が大幅に不足しており、援助に依存せざるを得ない状況である。  
このため、カンボジア政府およびユニセフは、感染症ワクチン、ヨードカプセル、基礎医薬品、基礎医療機材、安全分娩キット、ヘルスセンタースタッフの研修、モニタリングに必要な資金につき、わが国政府に対して無償資金協力を要請してきたものである。
- 3．この計画の実施により、カンボジアにおける感染症対策・エイズ対策を含めた乳幼児医療サービスの利便性、質の向上および妊娠時および出産時のケアが向上し、乳幼児の死亡率・罹患率が低下するとともに、妊産婦の栄養状況が改善され、疾病予防対策が強化されることが期待される。
- 4．なお、わが国は同国の母子保健分野を対象として、平成7年度よりプロジェクト方式技術協力を実施中(現在は第2フェーズ)であり、わが国無償資金協力にて建設された母子保健センターを中心に母子保健の状況改善に向けた取り組みが行われている。

平成14年3月22日

## 保健医療分野アフリカ開発支援セミナーの開催について

～ HIV/AIDS等感染症対策に関する地域協力およびアジア・アフリカ協力～

- 1 . 保健医療分野アフリカ開発支援セミナー（H I V / A I D S等感染症対策に関する地域協力およびアジア・アフリカ協力）は、3月26日（火）、27日（水）の両日、東京（国立国際医療センター）において、外務省および厚生労働省の共催で開催する。
- 2 . このセミナーには、アフリカ諸国（ケニア、ガーナ、ザンビア、セネガル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ）のエイズ等感染症対策に係る行政官および研究者、並びにA S E A N（東南アジア諸国連合）諸国の行政官が参加する。
- 3 . このセミナーでは、世界のエイズ感染者の約7割が集中しているアフリカの現状について、また、アフリカ地域およびアジア地域のそれぞれの地域内協力のあり方、更にアジア・アフリカ間の協力のあり方について議論する予定である。
- 4 . このセミナーは、1998年に開催した第2回アフリカ開発会議（T I C A D）のフォローアップの一環として開催されてきた「保健医療分野アフリカ開発支援セミナー」と、厚生労働省が委託事業としてA S E A N諸国等を対象として実施してきた「エイズ対策セミナー」とを共同で開催することとしたものである。

平成14年3月22日

## 日韓投資協定の署名について

- 1．投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（日韓投資協定）の署名は、3月22日（金）ソウルにおいて、小泉純一郎総理大臣と金大中（キム・デジュン）大統領の立ち合いのもと、わが方<sup>てらだてるすけ</sup>寺田輝介在韓国大使と先方崔成泓（チェ・ソンホン）外交通商部長官との間で行われた。
- 2．日韓投資協定は、投資の自由化、促進および保護に関して包括的に規定するものである。この協定により、投資環境の向上が図られるとともに、両国間の経済関係が更に緊密化することが期待される。



平成14年3月22日

## アフリカ難民に対する緊急援助について

- 1．わが国政府は3月22日（金）、アフリカ諸国6カ国（アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、スーダンおよびブルンジ）を対象とする国際連合児童基金（ユニセフ）の水・衛生、保健分野の活動に対し、総額479万1,000ドル（アンゴラ：42万ドル、ウガンダ：36万6,000ドル、エチオピア：100万5,000ドル、エリトリア：165万ドル、スーダン：120万ドル、ブルンジ：15万ドル）の緊急援助（無償資金協力）を行うこととした。
- 2．これらのアフリカ諸国では、度重なる内戦、自然災害等の影響により多くの難民・避難民等が深刻な食糧不足に直面している。また、安全な水の不足と劣悪な衛生環境のため、下痢症、マラリア等の伝染病が蔓延し、5歳未満の乳幼児死亡率は極めて高く、10人に1から3人にも達している。ユニセフは、このような劣悪な環境下にある難民・被災民の生命を守るため、水道管の修復、井戸やポンプの建設、簡易トイレの設置等、衛生環境の改善と安全な水の供給のための事業を行っており、これらの事業を実施するための資金につき、国際社会に対し支援を求めるアピールを発出した。本件緊急援助は、このユニセフのアピールに応えて行うこととしたものである。

平成14年3月22日

## 世界エイズ・結核・マラリア対策基金に対する資金供与について

- 1．わが国政府は3月22日（金）、世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出として、1,100万ドルの無償資金協力を供与することを決定した。
- 2．わが国は、昨年6月に訪米した小泉純一郎総理大臣より、この基金に総額2億ドルを拠出する意図を表明しており、その一環として最初の拠出を行うものである。
- 3．この基金に対しては、わが国以外に米国が5億ドル、伊が2億ドル、英が2億ドル等主要国が拠出を行う意向を表明しており、民間セクターからの拠出を含めて総額約19億2,000万ドル（本年1月末現在）の拠出が既に表明されている。
- 4．この基金は、昨年7月のジェノバ・サミットにおける合意に基づき、開発途上国におけるエイズ、結核およびマラリアの予防・治療のための事業を資金面から支援することを目的に、本年1月、ジュネーブに本拠を置く国際的な財団として設立されたものである。

平成13年3月22日

## アフガニスタン難民に対する緊急援助について（NGO支援）

- 1．わが国政府は3月22日（金）、パキスタン・イスラム共和国内においてアフガニスタン難民支援活動を行っているわが国NGO（非政府組織）を支援するため、総額約9,800万円の緊急無償援助を行うことを決定した。今回の支援は、ペシャワールおよびクエッタにおいて難民に対する医療支援活動を行っているわが国NGO2団体からの申請に応え、これらのNGOに対して拠出するものである。
  
- 2．今回の支援の対象となるわが国NGOの事業および支援額は次のとおり（括弧内は各事業の実施団体および拠出額）。
  - (1) クエッタ周辺におけるアフガニスタン難民・帰還民緊急医療救援プロジェクト  
(特定非営利活動法人 アムダ（AMDA）、約3,800万円)
  - (2) ペシャワールにおけるアフガニスタン難民医療支援  
(財団法人 日本国際親善厚生財団、約6,000万円)
  
- 3．アフガニスタンにおける長年の内戦や近年の干ばつ、更には昨年米国同時多発テロに関連した戦闘によって多くの難民がパキスタンに避難している。その多くが極限的な貧困の中での生活を余儀なくされており、アフガン難民の生活環境改善は、人道上の観点から喫緊の課題となっている。本件支援は、このような状況下で難民に対する医療支援活動に取り組んでいるわが国NGOを支援するため、必要な資金的支援を行うこととしたものである。

平成14年3月22日

## アフガニスタン暫定行政機構に対する医療分野における緊急援助について

1．わが国政府は3月22日（金）、アフガニスタンにおける劣悪な医療状況を改善するため、アフガニスタン暫定行政機構に対し、16億700万円の緊急援助（無償資金協力）を行うことを決定した。

2．アフガニスタンにおいて適切な医療施設を利用できる人口の比率は15%にも満たず、また、医療施設には基礎的な医療機材および医薬品すら乏しい状況であり、その整備は人命に関わり緊急を要する。

このような状況下、アフガニスタン暫定行政機構は、わが国政府が今月1日から15日までアフガニスタンに派遣した緊急復興支援調査団に対し、医療施設に対する医療機材および医薬品等を調達するための緊急援助を要請した。今回の緊急援助は、この要請に応えて行うこととしたものである。

3．なお、この支援は、本年1月、アフガニスタン復興支援国際会議において、わが国政府が表明した向こう2年6カ月で5億ドルまでの復興支援の一環として行うものである。

平成14年3月20日

## スプリシ・サンパウロ市長の来日について

- 1．マルタ・スプリシ・サンパウロ市長（ブラジル）は、3月23日（土）から30日（土）まで、外務省の招待により来日する。
- 2．スプリシ市長は、滞在中、清子内親王殿下御接見のほか、わが国政府および地方自治体関係者等との面談、サンパウロ市と姉妹都市である大阪市との交流行事、関西経済団体連合会・大阪商工会議所・ジェットロ共催意見交換会への出席およびジェットロ・セミナー（於：東京）での講演が予定されている。
- 3．同市長には、約40名の企業家が同行し、わが国経済界関係者との交流を行う予定。

### （参考）

サンパウロ市は、人口約1,000万人の南半球最大規模の都市であり、南米大陸の中核的都市である。世界最大の日系社会（市内だけで約50万人）を有し、また、多くの本邦進出企業の存在等を通じてわが国との関係も深い。

平成14年3月20日

### 植竹外務副大臣の開発資金国際会議出席について

- 1．植竹繁雄外務副大臣は、3月18日から22日までモンテレー（メキシコ）において開催されている開発資金国際会議に出席するため、3月21日（木）から24日（日）までメキシコ合衆国のモンテレーを訪問する。
- 2．植竹副大臣は、同会議において代表演説を行う。
- 3．植竹副大臣は、わが国の立場について各国の理解が得られるよう、各国の出席者との間で二国間会談等を行う予定である。
- 4．開発資金国際会議は、投資、開発援助（ODA）、貿易等を通じ、開発のための資金が開発途上国に円滑に流入するための方策を示すことを目的として、国際連合の下で開催されるものである。

平成14年3月20日

## ミサイル不拡散東京セミナーの開催について

1. ミサイル不拡散東京セミナーは、3月22日(金)、東京(三田共用会議所)において外務省の主催で開催される。
2. このセミナーには、日本を含む12のアジア・大洋州各国政府のミサイル不拡散政策担当者(局長から課長級)、および同分野の専門家3名が参加する予定である。日本からは、長内敬(おさない たかし)外務参事官(軍備管理・科学担当)が議長として参加する。
3. このセミナーでは、ミサイル一般および弾道ミサイルの技術的・軍事的特性、弾道ミサイルの拡散状況、宇宙打ち上げ機と弾道ミサイルの技術的近似性などについて掘り下げた議論を行い、問題に対する理解を深めることを目的としている。
4. 大量破壊兵器を運搬しうるミサイルの拡散は、大量破壊兵器の拡散と相まって、地域と国際の平和と安定に対する大きな脅威となっている。特に、北朝鮮のミサイル開発・保有はアジア全地域の安全保障に関わる深刻な問題であり、ASEAN(東南アジア諸国連合)諸国も無関係ではあり得ない。また、輸出や中継貿易などを通じ、意図せずして懸念国の弾道ミサイル開発に寄与する可能性もある。  
こうした観点から、わが国は、昨年3月、「弾道ミサイルの拡散に対処するための国際的な取組に関するアジア諸国との意見交換」を実施。引き続き、ASEAN諸国と密接に意見交換を行いながら、ともにミサイル不拡散のための取組を進めていくため、今般、本ミサイル不拡散東京セミナーを開催することとしたものである。

(参考)

【出席者】

- (1) オーストラリア、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム各国政府のミサイル不拡散政策担当者(局長から課長級)
- (2) 専門家3名
  - ・ステイシー(Dr. Bally Stacey) 英国クランフィールド大学王立軍事科学カレッジ航空宇宙・動力・センサー学部教授
  - ・ケニヤン(Mr. Ian Kenyon) 英国サザンプトン大学政治学部マウントバッテン国際研究センター上級客員リサーチフェロー
  - ・マッカーシー(Mr. Timothy V. McCarthy) 米国モンレー不拡散センター拡散調査評価計画課長兼上級アナリスト

平成14年3月19日

## モルディブに対する無償資金協力（食糧援助）について

1．わが国政府は、モルディブ共和国政府に対し、1億5,000万円を限度とする額の無償資金協力（食糧援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月19日（火）、スリランカ民主社会主義共和国のコロンボにおいて、わが方高橋周平在モルディブ臨時代理大使（スリランカにて兼轄）と先方アブドゥル・アジーズ・ユースフ駐スリランカ・モルディブ高等弁務官（H.E.Mr.Abdul Azeez Yoosuf, High Commissioner of the Republic of Maldives in Sri Lanka）との間で行われた。

2．モルディブは、インド洋に位置する人口約28万人の国である。国土は1,200の島々からなり、これらはほぼ全てが環礁であることから、穀物の生産性は低く、毎年食糧穀物需要量のほとんどを輸入に依存している。このため、穀物輸入は同国の貿易赤字の主要因となっており、同国経済にとり大きな負担となっている。

このような状況の下、モルディブ政府は食糧（小麦粉）の輸入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。



平成14年3月19日

## マレーシアの国立劇場に対する文化無償協力について

1. わが国政府は、マレーシア政府に対し、国立劇場が視聴覚機材（ビデオカメラ、ビデオ編集機材他）を購入するため（the supply of audio-visual equipment to Istana Budaya (Malaysia's National Theatre)）、4,570万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月19日（火）、クアラルンプールにおいて、わが方小西正樹在マレーシア大使と先方アーマッド・フージー・ハジ・アブドゥル・ラザク外務次官（Dato' Ahmad Fuzi Hj. Abdul Razak, Secretary General, Ministry of Foreign Affairs）との間で行われた。
2. 国立劇場は、1972年にマレーシア文化・芸術・観光省の傘下に設立された同国最大の劇場で、1999年には、マハティール首相臨席の下、観客1,500人を収容する新劇場もオープンし、同国の芸術活動振興に重要な役割を担っている。同劇場は、質の高い内外の芸術家による演奏、公演の充実に努めている。しかし、近年の経済危機の影響を受け、演奏、公演に必要な機材の購入が困難な状況となっている。

このような状況の下、マレーシア政府は、国立劇場が視聴覚機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年3月18日

## 外務省改革に関する「変える会」第2回会合の開催について

1. 外務省改革に関する「変える会」第2回会合は、3月19日(火)、外務省(飯倉公館)において開催される。
2. この会合には、宮内義彦氏(オリックス株式会社代表取締役会長)を座長とする「変える会」メンバーが出席する。外務省からは、植竹繁雄、杉浦正健両副大臣が出席する。
3. この会合により、去る2月12日に発表された「開かれた外務省のための10の改革」に挙げられた改革項目に関する実質的な議論が開始される。第2回会合では、改革方針の筆頭に挙げられている「不当な圧力の排除」が話し合われる。
4. 「変える会」は、5月中旬に「中間報告」を発表し、7月中旬に「最終報告」をまとめる予定である。

平成14年3月18日

## 水産物の密漁・密輸問題に関する日露協議の開催について

- 1．水産物の密漁・密輸問題に関する日露協議は、3月21日（木）東京（外務省）において開催される。
- 2．この協議には、日本側から角崎利夫外務省欧州局審議官を団長とする外務省、財務省、水産庁、経済産業省および海上保安庁の関係者が、ロシア側からG．K．コバリョフ漁業国家委員会魚類資源保護・再生・規制局長を団長とする同委員会等の関係者がそれぞれ出席する予定である。
- 3．水産物の密漁・密輸問題については、これまで日露治安当局者間会合の場で取り上げられてきたが、生物資源の保護の観点から、密漁・密輸対策分野でのロシアとの一層の協力が重要となっている。1月21日および22日に本件につき1回目の協議を開催したところであり、今回これを受けて2回目の協議を開催するものである。

平成14年3月18日

## モレノ・パラグアイ共和国外務大臣の来日について

- 1．ホセ・アントニオ・モレノ・ルフィネリ・パラグアイ共和国外務大臣は、随員と共に3月24日（日）から30日（土）まで、外務省賓客として来日する。
- 2．同外務大臣は、滞在中、川口順子外務大臣と会談するとともに、わが国の政治・経済界関係者との懇談を行う他、IDB（米州開発銀行）においてパラグアイでのビジネスチャンスと投資機会に関する講演会を行う予定である。
- 3．日・パラグアイ関係はパラグアイにおける約7,000人の日系人の存在およびわが国の経済協力（注）を背景に極めて良好である。今回の外相の訪日を機会に、二国間伝統的友好協力関係を確認し、一層幅広い面における二国間関係を強化する契機となることが期待される。
- 4．パラグアイの外務大臣の訪日は8年振りであり、この機会に両国が関心を有するテーマにつき、ハイレベルの対話を行うことにより、今後の両国関係の指針づくりを行うことは有意義である。また、南米南部共同市場（メルコスール）のメンバー国としての国際的な役割を有する同国と、これまでの二国間関係を基礎に、幅広く国際的諸問題について協議することも重要である。

（注）二国間経済協力では1976年以降一環してわが国が最大の援助国である。

平成14年3月18日

タンザニアに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、タンザニア連合共和国政府に対し、3億6,315万7,000円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月18日（月）、ダルエスサラームにおいて、わが方佐藤啓太郎在タンザニア大使と先方ピーター・ンゲンブル大蔵次官（Mr. Peter J Ngumbullu, Permanent Secretary, Ministry of Finance）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、タンザニア政府が1998年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年11月から12月に返済期限の到来した元本および約定利息のうちの実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、タンザニアの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の購入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置を取るよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、タンザニアとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。
- 5．なお、タンザニア政府は、本件供与資金のうち50%を上限として貧困削減財政支援基金（PRBS基金）に投入する予定である。PRBS基金は北欧諸国、英国等が資金を拠出しており、教育、医療等の優先度の高い分野に用途が特定され、効率的な活用が期待される。

平成14年 3月15日

モーリタニアに対する無償資金協力（食糧援助ほか1件）について

1．わが国政府は、モーリタニア・イスラム共和国政府に対し、総額6億5,000万円を限度とする額の無償資金協力（食糧援助および食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が3月15日（金）、セネガル共和国のダカールにおいて、わが方古屋昭彦在モーリタニア大使（セネガルにて兼轄）と先方モハメッド・レミン・ウルド・エル・ハジ・シディ在セネガル・モーリタニア臨時代理大使（Monsieur Mohamed Lemine OULD EL HADJ SIDI, Chargé d'affaires a.i. de la République islamique de Mauritanie au Sénégal）との間で行われた。

（1）「食糧援助」

供与限度額： 2億5,000万円

（2）「食糧増産援助」

供与限度額： 4億円

2．モーリタニアでは、農水産分野が労働人口の約53%を占め、国内総生産（GDP）の約27%を生産する基幹産業である。主要食糧作物としては、米、ソルガム、トウモロコシ、ミレット、ニエベ等が栽培されている。しかし、国土の大部分（約85%）が砂漠に覆われている同国では、可耕地は南部のセネガル川流域の他になく、国土の僅か0.5%に留まっており、慢性的に食糧不足が続いており、食糧自給率も著しく低い。

加えて、近年の砂漠化の進行と耕地の疲弊、例年の早魃、バッタ等の虫害、クエラ鳥等の鳥害によって主要穀物生産は停滞している上、約3%の高い人口増加率もあって構造的な食糧不足に陥っており、国内消費の約60%を輸入に依存している。

このような状況の下、モーリタニア政府は98年、米、ソルガム等主要食糧作物の土地生産性の向上を目的とした「農村開発政策・戦略」を策定して、肥料、農薬、農業機械等の生産資機材の供給と中小農民に対する栽培技術の改善指導を図っている。また、99年の「国家開発計画」においては食糧安全保障が目標に据えられた。近年は、虫害、鳥害の被害を最小限におさえるべく、国家的防除対策を実施して農薬散布も行っている。

このような背景から、モーリタニア政府は、食糧不足に伴う米の購入に必要な資金、および国内の土地生産性の向上による食糧増産を図るための農業機械、農器具および農薬を購入するための資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年3月15日

## マリに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

- 1．わが国政府は、マリ共和国政府に対し、4億5,000万円を限度する額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月15日（金）、セネガル共和国のダカールにおいて、わが方古屋昭彦在マリ大使（セネガルにて兼轄）と先方ファトゥマタ・ディアル在セネガル・マリ大使（Madame Fatoumata DIALL, Ambassadeur de la République du Mali au Sénégal）との間で行われた。
- 2．マリにおいて農業部門は、国内総生産（GDP）の約47%を占める基幹産業であり、全労働人口の80%以上を雇用している。主要食糧作物として米、小麦、トウモロコシおよび豆類を生産しており、かつては降雨に左右され不安定であった収穫は少しずつ安定し始めており、食糧自給は徐々に改善されてきている。  
しかしながら、同国の人口増加率は2.4%と高く、食糧需要が増加しつづけている上、広大な国土は降雨に恵まれないサハラ砂漠や周辺のサヘル地帯にも跨っているため、食糧生産力の地域間格差が拡大している。  
こうした状況を打開すべく、マリ政府は1998年に「3カ年投資計画」、2000年に「農業生産・農民組織支援プログラム」を策定し、穀類および豆類の増産を目標に定め、潜在的な食糧生産能力を引き出すことを計画した。しかしながら、同国では、食糧増産に必要な農業資機材を調達する資金を十分に確保することが経済上困難な状況にある。  
このような状況の下、マリ政府は食糧増産に必要な肥料、農薬および農機等の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年3月15日

フィリピンの「第二次地震・火山観測網整備計画（1/2期）」  
に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、フィリピン共和国政府に対し、「第二次地震・火山観測網整備計画（1/2期）（the project for Improvement of Earthquake and Volcano Monitoring System（Phase ））」の実施に資することを目的として、7億900万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、3月15日（金）、マニラにおいて、わが方荒義尚在フィリピン大使と先方テオフィスト・ギンゴナ副大統領兼外務長官（Teofist T. Guingona, Jr., Vice President and Secretary of Foreign Affairs）との間で行われた。
2. フィリピン政府は、国の防災予防・対策の強化と防災管理による自然災害被害の軽減を目標の一つとして掲げている。フィリピンは環太平洋地震・火山帯に位置しており、大地震とそれに伴う津波、火山噴火等による被害を受けやすい状況にあることから、地震や火山噴火の情報を正確に把握し、被害を最小限に抑えるための地震・火山観測網整備は、フィリピンにおける喫緊の課題となっている。しかしながら、既設の地震・火山観測地点は数が少なく、観測用機材も限られていることから、地震や火山噴火の情報を正確に把握し、その情報を国民に対して迅速に発信することが困難な状況にある。  
このような状況の下、フィリピン政府は「第二次地震・火山観測網整備計画」を策定し、この計画のための既設地震・火山観測所における観測機材の拡充および地震・火山観測地点の新設等に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。なおわが国は、平成10年度に無償資金協力により、基本的な観測体制の構築を目的とした既設地震・火山観測所の機材更新およびデータ処理・解析システムの整備を実施している。
3. この計画の実施により、フィリピンにおける地震や火山活動の検知能力が向上し、地震発生地域やその被害程度、火山活動状況等をより正確かつ迅速に把握することが可能となる。また、周辺住民に対する的確な避難勧告の発信や災害発生時の迅速な対策を講じることにより、災害に伴う被害の軽減にも寄与することが期待される。



平成14年3月15日

## 貿易と環境に関するワークショップの開催について

- 1．外務省は、貿易と環境に関するワークショップを、3月25日（月）、東京（三田共用会議所）において、日本国際経済法学会後援のもと開催する。
- 2．このワークショップには、ブリジット・スターン・パリ大学教授、赤尾信敏元在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、オーリン・キルシュナー・ミネソタ大学準教授および政府、経済界の関係者等が出席する予定である。また、水野賢一外務大臣政務官が冒頭挨拶を行う。
- 3．このワークショップでは、特に、気候変動枠組み条約および京都議定書、生物多様性条約およびカルタヘナ議定書といった多国間環境条約とWTO（世界貿易機関）との関係等の問題につき、自由な議論を行う予定。
- 4．今回のワークショップでは、WTOドーハ閣僚会議で「貿易と環境」が新しい多角的貿易交渉（新ラウンド）の交渉議題として合意されたことを踏まえつつ、貿易の促進と環境保護という二つの目的を両立させるためにはどのような方策を取るべきか議論を深めることを目指す。

平成14年3月15日

## 「川口外務大臣と語るタウンミーティング」第1回会合の開催について

- 1．外務省は、「川口外務大臣と語るタウンミーティング」第1回会合を、4月7日（日）、東京（イイノホール）において開催する。
- 2．このタウンミーティングには、外務省から川口順子外務大臣、北島信一官房長が出席し、また、3名の有識者（調整中）が、パネリストとして参加する。コーディネーターは、平野次郎 放送ジャーナリスト（学習院女子大学特別専任教授）。
- 3．このタウンミーティングでは、「外務省改革～透明性・スピード・実効性～」をテーマに、川口外務大臣によるプレゼンテーション、パネルディスカッション、大臣と聴衆によるディスカッションが行われる予定である。
- 4．川口外務大臣は、2月12日、一連の不祥事などで大きく失われた国民の外務省に対する信頼を一刻も早く回復し、国益を増進する強靱な外交体制を整えるため、今後の改革方針として「開かれた外務省のための10の改革」を発表した。その中の8．「広報・広聴体制の再構築」の項目で、今回の「外務省タウンミーティング」の開催が盛り込まれている。

(別添)

「川口外務大臣と語るタウン・ミーティング」

1. 趣旨

先般発表された「開かれた外務省のための10の改革」8.に則り、  
タウンミーティングを開催する。

2. 日時

平成14年4月7日(日) 14:00~16:00

3. 会場

イイノホール

4. 主催

外務省

5. プログラム

(1) テーマ: 「外務省改革～透明性・スピード・実効性～」

(2) 出席者

(イ) 当省: 大臣、北島官房長

(ロ) コーディネーター:

平野次郎 放送ジャーナリスト(学習院女子大学特別専任教授)

(ハ) パネリスト(3名)(調整中)

(3) 進行要領

(イ) 大臣のプレゼンテーション(15~20分)

(ロ) パネルディスカッション(50分)

テーマ: 「開かれた外務省のための10の改革」について

(ハ) 大臣と聴衆によるディスカッション(50分)

テーマ: 参加申込者からの意見・関心事項(申し込みによるアンケート)を参考にする。

6. 参加者・募集(参加申し込み別添)

( 1 ) 対象：市民全般

( 2 ) 募集：外務省ホームページに募集要領を掲載する。

( 3 ) 参加者：申し込みを受けて抽選とする。

平成14年3月14日

## ウガンダに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、ウガンダ共和国政府に対し、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、1億2,511万2,000円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月14日（木）、カンパラにおいて、わが方三木達也在ウガンダ臨時代理大使と先方クジェラルド・センダウラ大蔵・計画・経済開発大臣（Hon. Gerald Ssendaula, Minister of Finance, Planning and Economic Development）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、ウガンダ政府が1988年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年11月から12月（第六次取りまとめ分）に返済期限の到来した元本および約定利息のうちの実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、ウガンダの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の輸入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、ウガンダとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成14年3月14日

## ケニアに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、ケニア共和国政府に対し、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議に沿って、208万6,000円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月13日（日本時間14日）、ナイロビにおいて、わが方細谷龍平在ケニア臨時代理大使と先方ノア・カタナ・ンガラ大蔵大臣代理（Mr.Noah Katana Ngara, Acting Minister for Finance）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、ケニア政府が1978年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、これまでに返済期限が到来し、かつ、実際に返済された債務の約定利息と、より緩和された円借款供与条件に基づく利息の差額の相当額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、ケニアの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の輸入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、ケニアとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成14年3月14日

## アルバニアに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

1．わが国政府は、アルバニア共和国政府に対し、4億円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月14日（木）、ティラナにおいて、わが方林暘在アルバニア大使と先方アルタ・ダデ外務大臣（H.E. Mrs. Arta Dade, Minister of Foreign Affairs of the Republic of Albania）との間で行われた。

2．アルバニアでは、1991年の市場開放政策とともに、農業の民営化、農地の私有化を盛り込んだ「経済民営化計画」および「農業中期開発計画」が策定されて以来、農業分野の市場経済化が進められてきている。

同国政府は、農業体系の再構築の中で、個人農家での農業の機械化と肥料の投入による農業生産新体制の確立を急いでいたが、1997年のネズミ講の破綻を契機とする混乱、1999年のコソボ紛争によるコソボ・アルバニア系難民の流入などに直面し、困難な状況になっている。

このような状況の下、アルバニア政府は、主要食糧の増産のための農業機械および肥料の購入に必要な資金につきわが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年3月14日

## ザンビアに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、ザンビア共和国政府に対し、9,574万8,000円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月14日（木）、ルサカにおいて、わが方松本洋在ザンビア臨時代理大使と先方ボニフェイス・ノンデ大蔵・国家計画省筆頭次官（Sir, Mr. Boniface Nonde, Secretary to the Treasury of Ministry of Finance and National Planning of the Republic of Zambia）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、ザンビア政府が1988年4月1日から1998年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年12月までに返済期限の到来した元本および約定利息のうちの実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、ザンビアの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の輸入のために使用される。
- 4．前述の1978年のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置を取るよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、ザンビアとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。



平成14年3月14日

## ノボア・エクアドル共和国大統領の来日について

- 1．グズタボ・ノボア・ベハラノ・エクアドル共和国大統領は、夫人および随員と共に3月27日（水）から30日（土）まで、わが国政府の招待により来日する。
- 2．ノボア大統領夫妻は、滞在中、天皇皇后両陛下との御会見、常陸宮同妃両殿下との御接見を予定しているほか、小泉純一郎総理大臣はじめわが国政財界人と会談し、わが国とエクアドルとの友好協力関係につき意見交換を行う。
- 3．ノボア大統領の訪日は、エクアドルの大統領としては、8年ぶり、2回目であり、二国間関係の更なる緊密化が期待される。

平成14年3月14日

シンポジウム「太平洋と日本 - グローバリズムとミクロネシアの伝統文化」  
の開催について

1．シンポジウム「太平洋と日本 - グローバリズムとミクロネシアの伝統文化」は、3月25日（月）、26日（火）の両日、石川県立音楽堂（25日）および金沢市文化ホール（26日）において、（社）太平洋諸島地域研究所および外務省の共催、石川県および金沢市の協力、文化庁、太平洋諸島センター、北國新聞社、テレビ金沢、ラジオかなざわ、ラジオこまつ、ラジオななお、および金沢ケーブルテレビネットの後援を受けて開催される。

このシンポジウムは、2000年4月22日に宮崎で開催された「太平洋・島サミット」のフォローアップ事業の1つとして開催するものである。

2．このシンポジウムには、ミクロネシア地域から、ピエラントッチ・パラオ副大統領、イエシ・ミクロネシア連邦外務大臣を始めとする地域のリーダーが参加するほか、わが国から、川勝平太・国際日本文化研究センター教授を始めとする有識者が出席する。

3．このシンポジウムでは、ミクロネシアと日本の伝統文化の現状と保存をテーマに個人の資格で、大所高所より議論が行われる予定である。また、このシンポジウムの開催にあわせ、会場内で、太平洋の島々を紹介する「太平洋諸島物産・パネル展示」が開催され、太平洋島嶼国の主要製品の展示やミクロネシア諸国の紹介パネル展示の他、わが国と太平洋の島々との関わり合いをわかりやすく紹介するイベントも開催される予定である。

平成14年3月14日

### 平成13年度中東地域大使会議の開催について

- 1．外務省は、平成13年度中東地域大使会議を、3月18日（月）から20日（水）まで、東京（外務省）において開催する。
- 2．この会議には、中東各国駐在の大使が参加する。また、国連代表部と在米国大使館から大使等が出席するとともに、本省から関係局部の幹部ほかが出席する。
- 3．この会議では、昨年9月の米国における同時多発テロ事件以降の国際情勢の変化を踏まえ、中東和平、湾岸情勢、アフガニスタン情勢等を巡る動きにつき分析し、これらの諸問題への対応をはじめとするわが国の対中東外交のあり方につき討議する予定である。

平成14年3月14日

孫家正（そん・かせい）中国文化部長の来日について

- 1．孫家正（そん・かせい）中国文化部長は、外務省および日中文化交流協会の招待により4月1日（月）から5日（金）まで来日する。
- 2．孫部長は日中国交正常化30周年を記念する2002年「日本年」「中国年」の中国側組織委員会主席に就任しており、4月2日に開催される2002年「日本年」「中国年」開幕レセプションに日本側実行委員会委員長である出井伸之ソニー株式会社社長と共に主催者として出席する予定である。  
また、孫部長は、滞在中、わが国政府要人との会談も行う予定である。

平成14年3月14日

ドミニカ共和国の「低開発地域上水道施設改修計画」  
に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、ドミニカ共和国政府に対し、「低開発地域上水道施設改修計画 (el Proyecto de Rehabilitacion de Plantas de Tratamiento de Agua Potable en Comunidades Subdesarrolladas)」の実施に資することを目的として、5億6,800万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、3月13日(日本時間14日)、サントドミンゴにおいて、わが方野上武久在ドミニカ共和国大使と先方トレンティーノ外務大臣 (Dr.Hugo Tolentino Dipp, Secretario de Estado de Relaciones Exteriores)との間で行われた。
2. ドミニカ共和国では、現存の上水道施設の老朽化により、安定的且つ衛生的な飲料水の提供が困難な状況ある。このため同国政府は、1994年に「農村地域および都市近辺地域の上水道整備国家計画」を策定し、飲料水不足が深刻化している地域を選定し、これらの地域の上水道施設の改修を重点目標とした。しかしながら、上下水道局 (I N A P A) は予算不足等により改善を進めることが困難な状況にある。  
このような状況の下、ドミニカ共和国政府は、「低開発地域上水道施設改修計画」を策定し、この計画のための裨益者が多く且つ緊急に改善が必要とされるコンスタンサ、マイモン、バ二等6地域の上水道施設の改修、ならびに上下水道中央試験室の機材購入に必要な資金につき、わが国政府に対して無償資金協力を要請してきたものである。
3. この計画の実施により、約14万人の住民に対し、水供給が可能となる期間が大幅に増加するとともに、衛生的な飲料水の供給により小児性下痢症等の感染症罹患率の低下および衛生環境の改善が期待される。

平成14年3月13日

## ハンガリーのブダペスト市立歴史博物館に対する文化無償協力について

1. わが国政府は、ハンガリー共和国政府に対し、ブダペスト市立歴史博物館が視聴覚機材を購入するため（the supply of audio-visual equipment to the Budapest History Museum）、4,640万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月13日（水）、ブダペストにおいて、わが方松本和朗在ハンガリー大使と先方ゾルターン・ロッケンバウエル文化遺産大臣（H. E. Zoltan Rockenbauer, Minister, Ministry of Cultural Heritage）との間で行われた。
2. ブダペスト市立歴史博物館は、ハンガリーの歴史記録の収集、保存、展示のためブダの王宮内に設立され、ローマ時代の遺物から近現代美術に至る250万点に及ぶコレクションを収蔵している他、同博物館管轄の約60カ所における遺跡の発掘、修復、研究活動も行っている。同博物館では、プロジェクター（映写機）やモニター等を導入して展示、講演等の活動を強化し、来訪者への充実した情報の提供を図るべく努めているが、厳しい予算上の制約から既存機材の更新や新規機材の購入が困難な状況にある。

このような状況の下、ハンガリー政府は、ブダペスト市立歴史博物館が視聴覚機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年3月13日

## イエメンに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、イエメン共和国政府に対し、1億4,643万円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月13日（水）、サナアにおいて、わが方秦義昭在イエメン臨時代理大使と先方アブドル・ラフマン・タルムーム計画開発副大臣（Mr.Abdul Rehman Tarmoom,Vice Minister of Planning and Development）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、南北統一前のイエメン・アラブ共和国（旧北イエメン）政府が1988年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年11月から12月に返済期限の到来した元本および約定利息のうちの返済額に相当する額を供与するものであり、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、イエメンの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の輸入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務救済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、かかる決議に鑑み、イエメンとわが国の友好関係を強化することを目的として、わが国政府の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成13年3月13日

## シリア文化省に対する文化無償協力について

1．わが国政府は、シリア・アラブ共和国政府に対し、文化省が音響機材を購入するため（the supply of audio equipment to the Ministry of Culture）、4,680万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月13日（水）、ダマスカスにおいて、わが方天江喜七郎在シリア大使と先方タウフィック・イスマイル企画庁長官（Dr.Tawfic Ismail, Head of the State Planning Commission）の間で行われた。

2．シリアには、ローマ遺跡としても名高い屋外円形劇場が多く存在する。屋外劇場には、周辺の遺跡とともに多くの人々が訪れるのみならず、コンサート、演劇等様々な文化行事が開催されている。例えば、ボスラ劇場で開催されるボスラ・フェスティバルは、同国における最大規模の文化行事としてシリア政府も力を注いでおり、世界中から質の高い多様な劇団が来訪する等、様々な公演が開催されている。しかし、屋外劇場で使用するための音響機材の老朽化が著しく、文化行事開催に支障をきたしている。

このような状況の下、シリア政府は、文化省が音響機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。



平成14年3月13日

## エチオピアに対する無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）について

- 1．わが国政府は、エチオピア連邦民主共和国政府に対し、15億円を限度とする額の無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）を行うこととし、このための書簡の交換が3月13日（水）、アディスアベバにおいて、わが方庵原宏義在エチオピア大使と先方ムル・ケツェラ財務・経済開発省国務大臣(Mulu Ketsela, State Minister of Ministry of Finance and Economic Development)との間で行われた。
- 2．エチオピアは、17年に及ぶ内戦や旱魃により経済は極度が疲弊したが、1995年1月には「開発、平和および民主主義のための計画（略称「国家開発5カ年計画」）」を策定し、農業生産性拡大、教育、道路、公衆衛生等を最重点目標に据えてきた。以降、経済は安定を回復し、実質経済成長率は年平均約6%を達成し、インフレ率は5%以下に抑えられた。しかし、1998年に入り、旱魃による農業生産の落ち込みや、主要輸出品目であるコーヒーの世界的な価格低迷により、国内総生産が減少し、加えてエリトリアとの国境紛争による難民・避難民が大量発生し、経済は減速した。エリトリアとの国境紛争は2000年12月に両国による「和平合意」署名に至ったが、エチオピア政府は紛争後の経済課題に取り組むべく、2000年に、国家開発5カ年計画の反省にもとづき見直しをした「第2次国家開発5カ年計画」を策定した。

今回のノンプロジェクト無償資金協力は、エチオピアの構造調整計画の実施を支援するもので、エチオピア政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。

平成14年3月13日

「アフリカにおける『国家（政治社会）』とガバナンスに関する  
国際シンポジウム」の開催について

1. 「アフリカにおける『国家（政治社会）』とガバナンス（統治）に関する国際シンポジウム」は、3月27日（水）、28日（木）の両日、東京（国連大学）において開催される。このシンポジウムは、外務省、財団法人日本国際問題研究所の共催、朝日新聞社およびジャパントイムスの後援により開催される。
2. このシンポジウムには、国連、OAU（アフリカ統一機構）、ECA（国連アフリカ経済委員会）、世銀、アフリカ開発銀行等の専門家・実務家のほか、アフリカ、欧米等の大学、研究所等からこの問題の専門家が参加する。わが国からは、この問題に関心を有する有識者が参加する。また、28日には一般参加者も交えた公開シンポジウムが開催される。
3. このシンポジウムでは、21世紀においてアフリカが紛争予防・解決を図り、持続可能な開発を達成するためには、国家のガバナンスの向上および改善を図る必要があるのではないかとの問題意識に基づき、国家統治のあり方や政治のあり方を中心にどのようなガバナンスのあり方が望ましいのか、アフリカにおいてはどのような国家の建設が可能なのか、どのような民主主義が適切なのか、こうした目的に達するためには、どのような解決策がありうるのかといった種々の問題につき検討しつつ、具体的な政策のあり方を提言することを目的としている。
4. 昨年のジェノバ・サミットでは、G8（主要8カ国）としてアフリカを支援することを記した「アフリカのためのジェノバ・プラン」が採択され、さらに本年のカナヌスキス・サミットに向けて、G8諸国としてアフリカ諸国自身による開発への努力を支援していくこととしている。その中でも、ガバナンスは、紛争継続地域や未だ政治基盤の脆弱な国を多く擁するアフリカにとって、開発の基盤として重要な要素と認識されている。また、「良い統治」は、98年に開催された第2回アフリカ開発会議（TICAD）において採択された東京行動計画において「紛争予防および紛争後の開発」とともに開発の基盤として優先的に取り組むべき重要課題とされている。

このシンポジウムはアフリカの開発に不可欠なガバナンスに関わる能力向上を目的とするわが国のアフリカ支援策の一環であり、G8サミットおよびTICADのフォローアップとして位置づけられるものである。

(参考)

1. 日時： 平成14年3月27日(水)及び28日(木)
2. 開催地： 東京(国連大学)
3. 参加者(予定)  
サハヌーン国連事務総長特別顧問、フンダンガ・アフリカ開発銀行総裁顧問のほか、アフリカ、欧米等の大学、研究所等のアフリカ問題の専門家、有識者10余名に加え、本問題に関心を有する我が国有識者も参加。
4. プログラム  
3月27日(水)非公開専門家会合  
第1セッション  
分科会1：経済的ガバナンスと開発  
分科会2：ガバナンスと政治的安定(ガバナンスと紛争予防)  
  
3月28日(木)公開シンポジウム  
第2セッション：アフリカにおける「政治社会」  
第3セッション：総括セッション
5. 28日の公開シンポジウム参加についてのお問い合わせは、日本国際問題研究所(電話：3503-7264或いは3503-7415)までお願いします。

平成14年3月13日

スリランカの「モラトワ大学工学部教育機材整備計画」ほか1件  
に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、スリランカ民主社会主義共和国政府に対し、「モラトワ大学工学部教育機材整備計画」の実施に資することおよび「債務救済のための無償援助」として、5億957万7,000円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡交換が、3月13日(水)、コロンボにおいて、わが方高橋周平在スリランカ臨時代理大使とチャリタ・ラトワッタ大蔵次官(Dr. Charitha Ratwatte, Secretary, Ministry of Finance)との間で行われた。

(1) 「モラトワ大学工学部教育機材整備計画」 供与限度額：5億600万円

(2) 「債務救済のための無償援助」 供与額：357万7,000円

2. (1) 「モラトワ大学工学部教育機材整備計画」

スリランカ政府は2001年に国家10年計画を策定し、経済成長率および国民平均所得増加のために電子・通信・情報技術開発による産業振興を最重要課題の一つとして掲げている。その方針に基づき同国は技術開発を進めてきたが、近年産業界において実践的な技術者の不足が深刻な問題となっている。これは同国の工科系大学の実験機材が量的・質的に限定されているために十分な実験・実習機会を与えられず、学生が企業のニーズ(需要)に応えられないのが主な原因となっている。

このような状況の下、スリランカ政府は同国の2大工学系大学の1つであるモラトワ大学工学部の生徒数を倍増する等教育環境を整備し、その上で産業界のニーズに応える教育活動を実現するため「モラトワ大学工学部教育機材整備計画」を策定し、この計画の実施に必要な実験・実習用機材および運営維持管理用機材の調達のための資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

この計画の実施により、モラトワ大学の学生らが産業界で強く必要とされている実習経験を授業を通じて得られることによって、卒業生が同分野で将来的に活躍し、ひいてはスリランカの産業界の発展に結びつくことが期待される。

(2) 「債務救済のための無償援助」

この無償資金協力は、スリランカ政府が1978年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、これまでに返済期限が到来し、かつ、実際に返済された債務の約定利息とより緩和された円借款供与条件に基づく利息の差額の相当額を供与するもので、債務救済措置の一つである。

この無償資金協力により贈与する資金は、スリランカの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物の輸入のために使用される。

1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることを踏まえ、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、または、その他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、スリランカとわが国との友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成14年3月12日

## 第1回「JUMP」（日米高校生交流計画）の実施について

- 1．外務省は、米国人高校生25名を日本に招待し、第1回目となる「JUMP : Japan US Mutual-Understanding Program」（日米高校生交流計画）を実施する。
- 2．一行は、3月13日（水）からオリエンテーション・プログラムを開始、来週から全国各地の家庭でホームステイの生活をしつつ、4月から来年1月まで約10カ月間各地の高校で日本の学友とともに学ぶ予定である。
- 3．「JUMP」は、昨年9月のサンフランシスコ平和条約署名50周年を契機として、日米関係の基盤を長期的により堅固なものにするとの観点から、米国の将来を担う高校生を約1年間日本に留学させ、正しい対日理解を涵養すると共に、日米間の交流を草の根レベルでも拡充を図ることを目的として準備している。  
「JUMP」については、サンフランシスコ平和条約署名50周年記念式典において、田中眞紀子外務大臣（当時）により発表された。

平成14年3月12日

## 対フィリピン支援国会合におけるわが国支援の表明について

1. わが国政府は、3月11日(月)、12日(火)の両日、世界銀行の主催によりフィリピンのパンパンガ州クラークで開催された対フィリピン支援国会合において、荒義尚在フィリピン大使を団長とするわが国代表団より、第25次円借款および特別円借款として、7案件に対し、総額724億8,700万円を供与することを表明した。
2. 今回の支援国会合は、一昨年6月にフィリピンのタガイタイで開催されて以来の支援国会合であり、フィリピンを含む18カ国および世界銀行を含む12国際機関が参加した。  
この会合では、「アロヨ政権下の開発」、「組織・公的部門改革の進捗・計画」、「貧困削減政策およびプログラムの進捗・計画」、「ODA(政府開発援助)の活用振りと開発協力の方向」等につき意見交換が行われた。この会合に参加した各国政府・国際機関からは、フィリピンの一層の経済・社会改革努力を支援するため、総額約20億ドルに及ぶ援助の供与が表明された。
3. わが国は、フィリピンに対する最大の援助国として従来よりフィリピンの自助努力を積極的に支援してきている。今回の会合において、わが国は、厳しい財政事情の下ではあるが、フィリピンの持続的な経済成長に向けた努力を支援するために、援助の効果的、効率的な実施を求めつつ、今回の支援を表明した。
4. また、このほかに、今回の会合では、既の実施済みの以下のわが国支援についても紹介した。
  - (1) 有償資金協力  
既に交換公文を締結している「中部ルソン高速道路建設計画」に対する約419億円の特別円借款。
  - (2) 贈与  
無償資金協力および技術協力の供与額は、前年度と同額程度(00年度総額約160億円)となる見込み。
  - (イ) 無償資金協力  
無償資金協力については、医療施設整備、農業用施設改修、防災施設・機材整備、農村開発、水産研究施設整備、橋梁建設、食糧増産等の分野の案件に供与。
  - (ロ) 技術協力  
技術協力については、2001年度は約350名の研修員受入、約150名の専門家派遣、15件の開発調査を実施したほか、プロジェクト方式技術協力については現在14プロジェクトを実施中である。分野としては、結核対策、母子保健等の保健医療分野、農村開発等の農業分野を中心として、鉱工業分野や教育分野等幅広い協力を行っている。

対フィリピン2001年度円借款  
(案件概要)

1. 幹線道路網整備計画 ( )  
(Arterial Road Links Development Project(Phase ))  
幹線道路ネットワークを整備することにより、人的・物理的交流の促進および輸送の効率化・費用削減を図り、ひいては地方経済の振興・活性化に寄与するもの。下記(口)区間については、環境社会への影響を十分配慮した路線位置の確定、事業費積算、事業実施計画の作成、入札書類の作成等を含む詳細設計を作成する。  
(イ) 日比友好道路ビサヤス区間：アレン～カルバヨグ～カルビガ区間約190 km (サマール島北・西サマール州)、およびアガス・アガス橋約1.5 km (レイテ島南レイテ州)  
(口) セブ北海岸道路 (セブ州マンドラウエ市等)
2. 次世代航空保安システム整備計画  
(New Communications, Navigation and Surveillance / Air Traffic Management Systems Development Project)  
衛星を利用した航空通信、航行援助、航空機監視のシステムを構築するプロジェクトであり、国際民間航空機関 (ICAO) の提言を受け、フィリピン政府がその整備を実施するもの。従来の地上施設を利用したものと比較して、電波到達範囲、システム制度、広範囲運用、通信能力等において格段に優れたシステム。具体的には、ATMセンター、通信システム、航法補助システム、航空機監視レーダー網、気象監視システムを整備するもの。
3. バゴ川灌漑システム改修・維持管理強化計画  
(Bago River Irrigation System Rehabilitation and Improvement Project)  
ネグロス・オキシデンタル州のバゴ川灌漑システムにおいて、既存施設の改修、水管理施設等の機能強化、水利組合の組織強化等をはかり、約1万3,500 haの農地の生産性を向上させる。
4. イロイロ洪水制御計画 ( )  
(Iloilo Flood Control Project(Phase ))  
イロイロ市を貫流する八口川、イロイロ川の改修、排水路の改修、放水路の建設を行い、洪水対策とするもの。超過確率20年規模の洪水に対応して放水路整備、築堤、河川、排水路の掘削、橋梁の架け替えを主たる事業とする。
5. 地方開発緊急橋梁建設計画  
(Urgent Bridge Construction Project for Rural Development)  
比全土の地方都市圏における国道における約200の仮設橋および老朽橋梁の掛け替えを行い地方経済振興を図るもの。
6. 海難救助・海上汚染防止システム増強計画  
(Improvement of the Marine Disaster Response and Environmental Protection System Project)  
海難事故や油流出事故が多発する比海域において、比海上保安庁 (PCG) の海難救助および海上汚染防止能力を高めるため、7隻の防災船 (多目的対応船) を比国内の主要港湾に配備するもの。
7. 北ルソン風力発電計画  
(Northern Luzon Wind Power Project)  
ルソン島北部において約40 MW規模の風力発電所および近傍の基幹送電線までを結ぶ約42 km送電線を建設するもの。



平成14年3月12日

## 第8回日中安保対話の開催について

- 1．第8回日中安保対話は、3月18日（月）、東京（三田共用会議所）において開催される。
- 2．この対話には、日本側から高野紀元外務審議官、増田好平防衛庁官房審議官ほか、外務省、防衛庁の関係者が、中国側から王毅<sup>おうぎ</sup>外交部副部長、江洪<sup>こうこう</sup>国防部外事弁公室副主任ほか、外交、国防当局者が参加する。
- 3．この対話では、両国の安全保障政策、防衛・国防政策および安全保障にかかる地域情勢等につき意見交換を行う予定である。
- 4．この対話は、1993年12月より、およそ年1回開催しており、前回（第7回）は、2000年6月に北京で実施した。従来は局長級の協議であったが、2000年10月の朱鎔基総理訪日時に安全保障および防衛分野での対話の強化につき合意し、今回より、次官級に格上げすることとなった。

平成14年3月12日

## インドに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、インド政府に対し、6,053万円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が3月11日（月）、ニューデリーにおいて、わが方平林博在インド大使と先方チャンダー・モハン・ヴァスデーヴァ大蔵省経済担当次官（Mr. Chander Mohan Vasudev, Secretary, Ministry of Finance）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、インド政府が1978年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、これまでに返済期限が到来し、かつ、実際に返済された債務の約定利息と、より緩和された円借款供与条件に基づく利息の差額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、インドの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の輸入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同様の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に鑑み、インドとわが国の友好関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成14年3月12日

## キューバにおけるハリケーン災害の復興に対する緊急援助について

- 1．わが国政府は3月12日（火）、ハリケーン・ミッシェルによる甚大な被害を受けたキューバ共和国に対し、国連開発計画（UNDP）を通じ、48万ドルの緊急援助（無償資金協力）を行うことを決定した。
- 2．昨年11月 キューバを直撃したハリケーン・ミッシェルは、被害総額約19億ドル、被災者数はキューバ全人口の約半分にあたる600万人にも上るとい、過去50年間で最大級の被害をキューバにもたらした。このため、UNDPはハリケーン・ミッシェル緊急対策信託基金を策定し、わが国を含む国際社会に対し、緊急援助を要請した。
- 3．わが国政府としては、今次災害の深刻さおよび日本・キューバの友好関係に鑑み、人道上の観点からUNDPが策定した緊急対策信託基金の農業生産復興計画を通じて緊急援助（灌漑システム代替支援、家畜施設、製糖工場および種子生産施設修理）を行うこととしたものである。

平成14年3月11日

## 海外安全のためのシンポジウム「海外テロ事件と報道」の開催について

- 1．外務省は、海外安全のためのシンポジウム「海外テロ事件と報道」を3月29日（金）、東京（三田共用会議所）において、社団法人共同通信社後援および社団法人海外邦人安全協会の協力のもと開催する。
- 2．このシンポジウムでは、山崎正晴氏（コントロール・リスクス・グループ社日本法人社長）の基調講演の後、パネリストに江畑忠彦氏（共同通信社編集局次長）、奥原通弘氏（元東芝海外安全対策センター所長）、島森路子氏（「広告批評」編集長）、山崎正晴氏、司会に吉岡忍氏（ノンフィクションライター）を招き、外務省からは山田滝雄邦人特別対策室長がパネリストに加わり意見交換を行う。  
また、パネルディスカッションに引き続き、参加者間の懇親のためのレセプションも開催する。
- 3．昨年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、海外安全に対する国民の関心が高まっている中で、テロに関する報道の役割はますます重要になっている。このシンポジウムは、国民がテロ報道に期待するものは何か、邦人の安全対策のために政府、マスコミ、企業はいかに協力すべきか等について有意義な意見交換を行うことを目的としており、国民の視点に立った邦人安全対策のための外務省としての取り組みを一層拡充する努力の一環として実施するものである。

平成14年3月11日

## チュニジアに対する円借款の供与について

1. わが国政府は、チュニジア共和国政府に対し、「エル・ジェム - スファックス間高速道路建設計画 (El Jem-Sfax High Way Construction Project)」の実施に資することを目的としての125億100万円を限度とする円借款を供与することとし、このための書簡の交換が3月11日(月)、チュニスにおいて、わが方甲斐紀武在チュニジア大使と先方ハビブ・ベン・ヤヒア外務大臣 (S.E.M.Habib BEN YAHIA, Ministre des Affaires Etrangères) との間で行われた。
2. 案件の概要  
エル・ジェム - スファックス間高速道路建設計画  
チュニス - ムサケン間の既存高速道路をチュニジア第二の都市であるスファックスまで結ぶ高速道路の南側エル・ジェム - スファックス間を整備するもの。
3. 供与条件は次の通り。
  - (1) 金利 : 年2.2% (コンサルタント部分については年0.75%)
  - (2) 償還期間 : 25年 (7年の据置期間を含む)  
(コンサルタント部分については40年 (10年の据置期間を含む))
  - (3) 調達条件 : 一般アンタイト (コンサルタント部分については二国間タイト)
4. 本件円借款の意義
  - (1) チュニジアは、世銀・IMF (国際通貨基金) の構造調整計画の下、民営化、市場自由化等、経済の自由化・開放化を目指した諸政策を着実に推進してきている。また、1999年の大統領選挙では史上初の複数の野党候補が立候補し、民主化に向けて更に進展が見られている。
  - (2) チュニジア政府は、欧州連合 (EU) とのパートナーシップ協定に基づき、段階的な関税撤廃政策を実施しており、国内産業基盤のレベルアップと競争力の強化、輸出産業向け直接投資の一層の拡大を図ってゆくために経済・社会インフラの改善が急務となっている。  
「エル・ジェム - スファックス間高速道路建設計画」は、首都チュニスと第二の都市スファックスを結ぶ高速道路建設計画の一区間を整備するものであり、効率的な物流・人の移動を促進し、経済インフラの向上に資するものである。
  - (3) チュニジアは、中東和平プロセスを積極的に推進する等、地中海・中東地域の安定に重要な戦略的役割を果たし、また、わが国との関係も近年益々緊密化している。わが国が円借款により同国の経済開発5カ年計画の実施を支援していくことは、貧困の削減を通じてイスラム過激主義の台頭を抑制し、同国の安定化、ひいては地域の安定化に貢献するものであり、その意義は大きい。
5. 今回の円借款の供与により、これまでにわが国がチュニジアに対して供与した円借款の総額は1,659億6,200万円となる。

平成14年3月10日

バングラデシュに対する無償資金協力  
(債務救済のための無償援助)について

1. わが国政府は、1978年3月の国際連合貿易開発会議(UNCTAD)第9回特別貿易開発理事会(TDB)閣僚会議決議にそって、バングラデシュ人民共和国政府に対し、15億9,710万円の無償資金協力(債務救済のための無償援助)を行うこととし、このための書簡の交換が3月10日(日)、ダッカにおいて、わが方小林二朗在バングラデシュ大使と先方アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官(Dr. Anisul Huq Chowdhury, Secretary, Economic Relations Division, Ministry of Finance)との間で行われた。
2. この無償資金協力は、バングラデシュ政府が1988年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務(平成13年11月から12月に返済期限が到来した元本および約定利息)のうち、実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
3. この無償資金協力により贈与する資金は、バングラデシュの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物の輸入のために使用される。
4. 前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることを踏まえ、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助(ODA)の条件を調整する措置、または、その他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、バングラデシュとわが国との友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成 14 年 3 月 9 日

## グアテマラ国立造形美術学校に対する文化無償協力について

1 . わが国政府は、グアテマラ共和国政府に対し、グアテマラ国立造形美術学校が教育機材（版画、彫刻、陶芸、工業デザイン用機材他）を購入するため（the supply of equipment for the education to the National School of Plastic Art）、4 , 1 3 0 万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月8日（日本時間9日）、グアテマラシティにおいて、わが方上野景文在グアテマラ大使と先方ガブリエル・オレジャーナ・ロハス外務大臣（Gabriel ORELLANA ROJAS, Minister of Foreign Affairs）との間で行われた。

2 . グアテマラ国立造形美術学校は、1920年に設立されたグアテマラ随一の美術専門学校であり、版画、彫刻、陶芸、グラフィックアート、絵画、美術印刷等の専門的な技術を習得するコースの他、市民・美術愛好家が多数参加する絵画コース等を設け、芸術教育の拡大、若手芸術家、グアテマラの地方小中学校の美術教員の育成を行っている。しかしながら、これらの教育で使われる既存機材は数量が不足していたり、老朽化しており、新たな機材を購入することを希望しているが、予算上の制約から困難な状況にある。

このような状況の下、グアテマラ政府は、国立造形美術学校が教育機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成 14 年 3 月 9 日

グアテマラの「国立プエルト・バリオス病院建設・医療機材整備計画  
(詳細設計)」ほか 1 件に対する無償資金協力について

1 . わが国政府は、グアテマラ共和国政府に対し、「国立プエルト・バリオス病院建設・医療機材整備計画(詳細設計)」および「ノンプロジェクト無償資金協力」の実施に資することを目的として、合計 6 億 8 , 1 0 0 万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が 3 月 8 日(日本時間 9 日)、グアテマラシティにおいて、わが方上野景文在グアテマラ大使と先方ガブリエル・オレジャーナ・ロハス外務大臣(Gabriel Orellana Rojas, Ministro de Relaciones Exteriores de la Republica de Guatemala)との間で行われた。

( 1 ) 「国立プエルト・バリオス病院建設・医療機材整備計画(詳細設計)」  
8 , 1 0 0 万円  
(El Proyecto de Construcción y Equipamiento del Hospital Nacional de Puerto Barrios)

( 2 ) 「ノンプロジェクト無償資金協力」6 億円

2 . ( 1 ) 「国立プエルト・バリオス病院建設・医療機材整備計画(詳細設計)」  
グアテマラでは、1996年に36年間にわたる内戦が終結し、和平協定において貧困対策、保健衛生等を中心とした同国地方部に対する支援を基本方針の一つに掲げている。同国の保健・医療サービスについても特に地方部における保健・医療サービス体制の充実が急務となっているため、同国政府は「全国病院網整備計画」を策定し、全国の病院施設および機材整備を通じた保健・医療サービスの改善を目指している。

グアテマラ東部のイサバル県に位置し、同地域の最大都市であるプエルト・バリオスにある国立プエルト・バリオス病院は、1978年に建設され当初5年間の耐用年数を想定していたが、既に23年が経過し老朽化が顕著である。また、1998年のハリケーン・ミッチ、1999年の地震に相次いで被災しており、二次医療施設としての十分なサービスを提供することが困難となっている。

このような状況の下、グアテマラ政府は「国立プエルト・バリオス病院建設・医療機材整備計画」を策定し、この計画を実施するために必要な詳細設計に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

( 2 ) 「ノンプロジェクト無償資金協力」

グアテマラでは、1996年に36年間にわたる内戦が終結し、内戦後に発足した前アルスー政権および現ポルティージョ政権が経済の建て直しに着手し、比較的安定した経済状況にあったものの、1998年のハリケーン災害を引き金に1999年には金融不安問題などが顕在化し、経済成長は減速傾向にある。



グアテマラはインフレ率の低下、税制改革、金融再編と金利の安定、為替の安定、国営企業の民営化、軍事予算削減等の経済構造改善努力を実施するとともに、独自の貧困削減戦略の下、農村部における開発等を柱とした貧困削減努力を積極的に行っている。

今回のノンプロジェクト無償資金協力は、グアテマラ政府の要請に応え、同国の構造調整計画の実施を支援するものであり、グアテマラ政府が経済構造改善の推進に必要な商品を輸入する代金の支払いのために使用される。

平成 14 年 3 月 8 日

## ニジェールに対する無償資金協力（食糧増産援助ほか 1 件）について

1. わが国政府は、ニジェール共和国政府に対し、総額 5 億 8,404 万 3,000 円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助および債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が 3 月 8 日（金）、コートジボワール共和国のアビジャンにおいて、わが方小泉勉在ニジェール臨時代理大使（コートジボワールにて兼轄）と先方アダム・アブドゥレイ・ダン・マラディ在コートジボワール・ニジェール大使（ADAM ABDOULAYE DAN MARADI, Ambassadeur Extraordinaire et Plénipotentiaire de la République du Niger auprès de la République de Côte d'Ivoire）との間で行われた。

（1）「食糧増産援助」 供与限度額：5 億円

（2）「債務救済のための無償援助」 供与額：8,404 万 3,000 円

### 2. （1）「食糧増産援助」

ニジェールにおける農業は、国内総生産（GDP）の 38% を占め、総労働人口の約 89% が従事する基幹産業である。そのため、ニジェール政府は農業開発を社会経済開発の最重要課題の一つと位置づけている。

しかしながら、国土の 3 分の 2 がサハラ砂漠に属しているため、耕作可能地はブルキナファソ、ベナンおよびナイジェリアと国境を接する南部地域に限定されており、その面積は国土の僅か 12% にすぎない。しかも、降雨に恵まれず、しばしば干魃の被害に見舞われている。ニジェール川流域を中心に灌漑農業も行われているが、その面積は全耕作地の 1.3% に留まっており、ニジェールの農業基盤は極めて脆弱な状況にある。

また、近年土壌が疲弊しているため生産性が向上せず、加えて、飛来性バッタ等の害虫の被害にも見舞われており、ニジェールの農業を取り巻く環境は非常に厳しく、ニジェールは慢性的な食糧不足状況にある。

このような状況の下、ニジェール政府は、国民全体への安定的な食糧供給を目的とした「食糧増産計画」を策定し、この計画のための農業資機材（農業機械、肥料および農薬）の購入に必要な資金につき、わが国政府に対して無償資金協力を要請してきたものである。

### （2）「債務救済のための無償援助」

この無償資金協力は、ニジェール政府が 1988 年 3 月 31 日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、2001 年 11 月から 12 月に返済期限の到来した元本および約定利息のうちの返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。

この無償資金協力により贈与する資金は、ニジェールの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の輸入のために使用される。

1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議では、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他の同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に鑑み、ニジェールとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成 14 年 3 月 8 日

## 第 6 回日本・中米「対話と協力」フォーラムの開催について

- 1 . 第 6 回日本・中米「対話と協力」フォーラムは、3 月 13 日（水）、東京（三田共用会議所）において開催される。このフォーラムは 1995 年以来行っているわが国と中米各国との間の次官級年次協議である。
- 2 . このフォーラムには、ニカラグア、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカ、パナマ、ベリーズの中米統合機構（SICA）加盟各国および中米との関係強化に関心を有するドミニカ共和国からそれぞれ外務次官が出席する。わが国からは島内憲外務省中南米局長ほか出席する。
- 3 . このフォーラムでは、わが国と中米との政治・経済関係、中米統合、わが国の中米地域への協力、国際場裡における両者の協力など、幅広い分野についての意見交換が行われる。

平成 14 年 3 月 8 日

ネパールに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、ネパール王国政府に対し、1億1,593万8,000円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が3月8日（金）、カトマンズにおいて、わが方岡部孝道在ネパール臨時代理大使と先方ビマル・プラサド・コイララ大蔵省事務次官（Dr. Bimal Prasad Koirala, Secretary, Ministry of Finance, His Majesty's Government of Nepal）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、ネパール政府が1988年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年11月から12月までに返済期限が到来した元本および約定利息に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、ネパールの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の輸入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、または、その他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、ネパールとわが国との友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成 14 年 3 月 7 日

## パテル・マラウイ共和国外務大臣の来日について

- 1 . パテル・マラウイ共和国外務大臣は、3 月 1 1 日（月）から 1 6 日（土）まで、外務省賓客として来日する。
- 2 . パテル大臣は、滞在中、川口順子外務大臣との間で、日・マラウイ外相会談を行い、二国間関係はじめ南部アフリカ開発共同体（SADC）の議長国であるマラウイとジンバブエ情勢を含むアフリカ地域情勢につき、幅広く意見交換を行う予定である。

平成14年3月7日

## インドネシア経済政策支援第1回会合の開催について

1. インドネシア経済政策支援第1回会合は、3月11日(月)から14日(木)まで、ジャカルタにおいて開催される。この会合は、わが国のインドネシア経済政策支援の一環として、インドネシアにとって重要な政策課題について両国間での対話の幅を広げるために、開催されるものである。
2. この会合には、日本側から学識経験者により構成されるインドネシア経済政策支援チームの他、外務省、財務省、経済産業省および国際協力事業団関係者が、インドネシア側からドロジャトゥン経済担当調整大臣を含む関係閣僚、政府関係者等がそれぞれ出席する。
3. この会合では、「マクロ経済運営」、「銀行セクター改革」、「民間投資拡大策」、「中小企業振興」、「地方分権」、「民主化」の6分野について意見交換を行う予定である。
4. 今後も、引き続き必要に応じて会合を開催し、政策対話を深めていく予定である。

### (参考)

#### インドネシア経済政策支援チームのメンバー

浅沼信爾・一橋大学教授

伊藤隆敏・一橋大学教授(都合により今次会合には不参加)

浦田秀次郎・早稲田大学教授

木下俊彦・早稲田大学教授

小松正昭・広島大学教授

白石隆・京都大学教授

平成 14 年 3 月 7 日

## ルーマニアのブラショフ交響楽団に対する文化無償協力について

1 . わが国政府は、ルーマニア政府に対し、ブラショフ交響楽団が楽器を購入するため (the supply of musical instruments to the Brasov Philharmonic Orchestra)、4 , 2 3 0 万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が 3 月 7 日 (木)、ブカレストにおいて、わが方三橋秀方在ルーマニア大使と先方クリスティアン・ニクレスク外務次官 (Cristian NICULESCU, Secretary of State, Ministry of Foreign Affairs) との間で行われた。

2 . ブラショフ交響楽団は 1 8 7 8 年に設立され、ルーマニア屈指の高い演奏水準を誇るオーケストラとして、国内外における公演の他、国際フェスティバルやコンクールの開催、また、若手音楽家養成コースの実施等さまざまな音楽活動を行っており、同国の音楽文化の中枢を担う交響楽団の一つである。しかしながら、同交響楽団の保有する楽器は、長年にわたり使用してきたため老朽化が激しく、活動に支障を来しつつあるが、厳しい財政事情の下、楽器を買い換えることが困難となっている。

このような状況の下、ルーマニア政府は、ブラショフ交響楽団が楽器を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。



平成 14 年 3 月 7 日

## ヨルダンのフセイン青少年運動公園に対する文化無償協力について

1 . わが国政府は、ヨルダン・ハシミテ王国政府に対し、フセイン青少年運動公園がスポーツ器材を購入するため ( the supply of sports equipment to the Al-Hussein Youth City)、4 , 3 7 0 万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が3月7日(木)、アンマンにおいて、わが方佐々木伸太郎在ヨルダン大使と先方バーセム・アワダッラー計画大臣 ( H.E.Dr. Bassem I.Awadallah, Minister of Planning of the Hashemite Kingdom of Jordan ) の間で行われた。

2 . フセイン青少年運動公園は、ヨルダン唯一の全国的国立総合運動公園であり、同国の様々なナショナルチームがベースにしているのみならず、施設全般にわたり広くアンマンおよび近郊の市民に利用されている他、様々な国とのスポーツ・文化交流の舞台ともなっており、様々なスポーツのレベル向上および青少年の育成に大きな役割を果たしている。しかし、これまで筋力トレーニングを専門的に行う環境が整っておらず、スポーツレベルの向上、青少年の育成のために支障をきたしているが、予算的な制約により新規に器材を購入するのは困難な状況にある。

このような状況の下、ヨルダン政府は、フセイン青少年運動公園がスポーツ器材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成 14 年 3 月 7 日

## 日露次官級協議の開催について

- 1 . 日露次官級協議は、3 月 13 日（水）、モスクワにおいて開催される。この協議は、二国間関係および国際情勢に関する日露事務レベル協議、および、平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会（国境画定委員会および共同経済活動委員会を含む。）を行うものである。
- 2 . この協議には、日本側から高野紀元外務審議官ほか、ロシア側からロシュコフ外務次官ほかそれぞれ出席する。
- 3 . この協議は、昨年 10 月 9 日に東京で行われた日露次官級協議に引き続いて行われるものである。

平成 14 年 3 月 7 日

日米規制改革および競争政策イニシアティブ上級会合および  
各作業部会の開催について

日米規制改革および競争政策イニシアティブ上級会合および各作業部会はそれぞれ次の通り開催される。

1. 日米規制改革および競争政策イニシアティブ上級会合は、3月13日（水）、14日（木）の両日、ワシントンにおいて開催される。  
この会合には、日本側から大島正太郎外務審議官を議長として関係省庁の代表が、米側からジョン・ハンツマン米国通商代表部（USTR）次席代表を議長として関係省庁の代表が、それぞれ参加する予定である。  
この会合では、昨年10月に提出された日米双方の規制改革等に関する要望事項についてこれまでに開催された各分野の作業部会の結果を踏まえて、意見交換が行われる予定である。
2. 日米規制改革および競争政策イニシアティブ・分野横断的問題に関する作業部会は、3月11日（月）、12日（火）の両日、ワシントンにおいて開催される。  
この作業部会には、日本側から齋木尚子外務省北米第二課長を議長として関係省庁の代表が、米側からジョン・ニューファーUSTR代表補代理およびスチュワート・シェムトプ司法省特別顧問を共同議長として関係省庁の代表が、それぞれ参加する予定である。  
この作業部会では、前回会合（昨年11月5～7日）に引き続き、米国の規制改革等に関する日本政府の要望事項並びに日本の規制改革等に関する米国政府の要望事項の中の関連項目について意見交換が行われる予定である。
3. 日米規制改革および競争政策イニシアティブ・医療機器・医薬品作業部会は、3月12日（火）、ワシントンにおいて開催される。  
この作業部会には、日本側から鶴田康則厚生労働省官房審議官を議長として関係省庁の代表が、米側からボブ・フランシス商務省対日政策課長を議長として関係省庁の代表が、それぞれ参加する予定である。  
この作業部会では、前回会合（昨年11月28日）に引き続き、米国の規制改革等に関する日本政府の要望事項並びに日本の規制改革等に関する米国政府の要望事項の中の関連項目について意見交換が行われる予定である。
4. 日米規制改革および競争政策イニシアティブ・情報技術（IT）作業部会は、3月14日（木）、15日（金）の両日、ワシントンにおいて開催される。

この作業部会には、日本側から齋木尚子外務省北米第二課長を議長として関係省庁の代表が、米側からブライアン・ペックUSTR対日貿易政策課長およびパトリシア・セフシック商務省電子商取引課長を共同議長として関係省庁の代表が、それぞれ参加する予定である。

この作業部会では、前回会合（昨年11月29日、30日）に引き続き、米国の規制改革等に関する日本政府の要望事項並びに日本の規制改革等に関する米政府の要望事項の中の関連項目について意見交換が行われる予定である。

（注）これらの会合は、昨年6月に小泉純一郎総理大臣とジョージ・ブッシュ大統領との間で立ち上げが合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下で、従来の日米規制緩和対話を発展・改組する形で設置された「規制改革および競争政策イニシアティブ」の一環として行われるもの。

平成 14 年 3 月 7 日

## エクアドルに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

### －エクアドルの食糧自給に対する支援－

- 1．わが国政府は、エクアドル共和国政府に対し、5 億円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が 3 月 6 日（日本時間 7 日）、キトにおいて、わが方戸田勝規在エクアドル大使と先方ヘインス・メレル・フレイレ外務大臣（HEINZ MOELLER FREILE, MINISTRO DE RELACIONES EXTERIORES）との間で行われた。
- 2．エクアドルにおける農業は、総人口の約 3 分の 1 が従事し国民総生産の約 12 % を占める主要産業の一つである。農業人口のうち大多数を占めている中小農民は、自給自足的農業が中心であり、その生産性は低く国内の需要を満たす状況に至っていない。このため、国内の食糧需要を満たすため外国からの輸入を余儀なくされている。

このような状況の下、エクアドル政府は、主要食糧の生産性向上および増産を図るために「食糧増産計画」を策定し、この計画の実施のための肥料の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
- 3．この計画の実施により、エクアドルの基礎穀物の生産性が向上し、同国の経済・社会開発に資することが期待される。

平成 14 年 3 月 6 日

## 「イスラム世界との文明間対話」セミナーの開催について

1. 「イスラム世界との文明間対話」セミナーは、3月12日（火）、13日（水）の両日、バーレーンにおいて、日本・バーレーン両国外務省の共催により開催される。
2. このセミナーには、日本、GCC（湾岸協力理事会）諸国（アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン）、イエメン、イラン、エジプト、ヨルダン、チュニジア、モロッコ、アラブ連盟より有識者が参加する。わが国からは、板垣雄三東京大学名誉教授、後藤明東京大学東洋文化研究所教授、阿部美哉國學院大學学長、加藤博一橋大学院経済学研究科教授、橋爪大三郎東京工業大学教授、塩尻和子筑波大学哲学・思想学系助教授が参加する。
3. このセミナーでは、「文明間の対話：イスラム世界と日本」とのテーマの下、「イスラムと日本文化の共存・相互理解」、「イスラムと国際社会」、「イスラムとグローバル化」の各議題につき意見交換を行う。
4. このセミナーは、2001年1月の河野洋平外務大臣（当時）による湾岸諸国訪問時に合意された「湾岸諸国との重層的関係に向けた新構想」の柱の一つである「イスラム世界との文明対話」の一環として、日本側有識者とイスラム側有識者による率直かつ活発な意見交換を行うために開催するものである。このセミナーを通じて、日本とイスラム諸国との相互理解を促進する有意義な議論が行われることが期待される。

平成 1 4 年 3 月 6 日

崔成泓（チェ・ソンホン）韓国外交通商部長官の来日について

- 1．崔成泓（チェ・ソンホン）韓国外交通商部長官は、3月8日（金）から9日（土）まで来日する。
- 2．同長官は、日本滞在中、川口順子外務大臣との間で日韓外相会談を行う予定である。

平成 14 年 3 月 6 日

## ラオスに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、ラオス人民民主共和国政府に対し、8,222万7,000円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月6日（水）、ビエンチャンにおいて、わが方眞鍋寛在ラオス臨時代理大使と先方ポンサワート・ブーパ外務大臣代理（H.E.Mr.Phongsavath BOUPHA, Acting Minister of Foreign Affairs）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、ラオス政府が1988年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年11月から12月までに返済期限の到来した元本および約定利息のうち、実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、ラオスの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の輸入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議では、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置を取るよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に鑑み、ラオスとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。



平成 14 年 3 月 6 日

## アルメニアに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

- 1 . わが国政府は、アルメニア共和国政府に対し、3 億 2 , 0 0 0 万円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が 3 月 6 日（水）、エレバンにおいて、わが方丸尾眞在アルメニア公使と先方ザドヤン・アルメニア農業大臣（Mr. Davit ZADOYAN , Minister of Agriculture of the Republic of Armenia)との間で行われた。
- 2 . アルメニアは、トルコ、グルジア、イラン、アゼルバイジャンと国境を接した内陸国である。アルメニア経済は旧ソ連邦の解体、1988 年 12 月の大地震およびナゴルノ・カラバフの領土を巡るアゼルバイジャンとの紛争により低迷してきたものの、政情の安定化とともに改善の兆しを見せている。産業別の GDP（国内総生産）構成比をみると、近年の工業部門の弱体化もあって、農業が 33 %を占め、同国における主要産業となっている。

アルメニアは国土が山に囲まれているため耕作地が少なく、国民の主食は、小麦およびジャガイモであるが、自給には至っておらず必要量の多くを輸入に依存している。同国にとっては、小麦およびジャガイモを中心とする食糧の自給率向上は必須の課題であり、基幹食糧の自給率向上および生産安定を目指し「食糧安全保障計画」等の農業開発計画を策定して、生産の拡大を図っているが、肥料、農業機械等の不足により計画の達成は厳しい状況にある。

このような状況の下、アルメニア政府は、主要作物である小麦およびジャガイモの増産に必要な農業資機材の調達に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成 14 年 3 月 6 日

南東欧諸国の市場経済化における政府の役割  
に関するワークショップの開催について

- 1 . 南東欧諸国の市場経済化における政府の役割に関するワークショップは、3月14日（木）、15日（金）の両日、東京（三田共用会議所）において、外務省および（財）日本国際問題研究所の共催で、開催される。
- 2 . このワークショップには、南東欧諸国（アルバニア、ボスニア、ブルガリア、クロアチア、マケドニア、ルーマニア、ユーゴスラビア）の政府関係者7名のほか、日本側から経済専門家等6名が参加する予定である。
- 3 . 今回開催するワークショップでは、一昨年5月に東京で開催した「南東欧ハイレベル会議」のフォローアップの一環として、同会議で言及された経済発展を通じた南東欧地域の安定に資するための施策を探求するため、市場経済化における政府の役割について議論する。

平成14年3月6日

「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）準備委員会」  
第1回会合の開催について

1．外務省および関係府省は、3月7日（木）、「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）準備委員会」（以下「準備委員会」と言う。）の第1回会合を東京（外務省）において開催する。

2．この準備委員会の構成員は、次のとおりである。

委員長	：大島正太郎外務審議官
副委員長	：浜中裕徳地球環境審議官
委員	：内閣府 大熊健司政策統括官（科学技術政策担当）
	総務省 平井正夫総務省総括審議官
	外務省 高橋恒一国際社会協力部長
	財務省 藤井秀人大臣官房総括審議官
	文部科学省 白川哲久国際統括官
	厚生労働省 中野秀世大臣官房総括審議官（国際担当）
	農林水産省 大森昭彦技術総括審議官
	経済産業省 日下一正産業技術環境局長
	国土交通省 岩村敬総合政策局長
	環境省 小島敏郎大臣官房審議官

3．この準備委員会では、今次第1回会合において、8月に開催されるWSSD（ヨハネスブルグ・サミット）に向けた日本政府の取組全般についての基本方針についての議論を行うほか、3月末から4月初めにかけて開催される第3回WSSD準備会合に対する日本政府の対応振り等について検討を行う予定である。

平成14年3月6日

インドネシアに対する無償資金協力  
(ノンプロジェクト無償資金協力ほか2件)について

1. わが国政府は、インドネシア共和国政府に対し、30億円の無償資金協力(ノンプロジェクト無償資金協力)、また、「スラバヤ電子工学ポリテクニク拡充計画」および「ウオノギリ多目的ダム貯水池堆砂緊急対策計画(詳細設計)」の実施に資することを目的として、5億7,700万円を限度とする額の無償資金協力をそれぞれ行うこととし、このための書簡の交換が、3月6日(水)、ジャカルタにおいて、わが方堂道秀明在インドネシア臨時代理大使と先方マカリム・ウィビソノ外務省対外経済関係総局長(Mr. Makarim Wibisono, Director General for Foreign Economic Relations, Department of Foreign Affairs)との間で行われた。

- (1) ノンプロジェクト無償資金協力 30億円
- (2) 「スラバヤ電子工学ポリテクニク拡充計画」5億3,600万円  
(Project for Expansion of Electronic Engineering Polytechnic Institute of Surabaya)
- (3) 「ウオノギリ多目的ダム貯水池堆砂緊急対策計画(詳細設計)」  
4,100万円  
(Project for Urgent Countermeasures for Sedimentation in Wonogiri Multipurpose Dam Reservoir)

2. (1) ノンプロジェクト無償資金協力

インドネシアは1997年の経済危機以降、経済システムの全面的な改革に乗り出し、外国投資環境の整備、非効率経済部門の改善といった経済構造の大幅な調整措置を断行する政策を打ち出した。経済は1998年の-13.2%という大幅なマイナス成長を底に、緩やかながらも回復基調を示している。しかしながら、国内消費、国内・外国投資も危機前の水準には回復しておらず、生活物資の価格高騰、対外債務返済の過重負担等、依然として困難に直面している。

インドネシア政府は国営銀行の民営化、国営企業の民営化、対外債務問題等の経済構造改善努力を続けており、2001年7月のメガワティ政権発足後、IMF(国際通貨基金)との経済構造調整計画プログラムの第三次、第四次レビューを終えるなど、国際金融機関と連携・協調しつつ、経済構造改善努力を行っている。

今回のノンプロジェクト無償資金協力は、同国の構造調整計画の実施を支援するもので、インドネシア政府が経済構造改善の推進に必要な商品を輸入する代金の支払いのために使用される。

(2) 「スラバヤ電子工学ポリテクニク拡充計画」

インドネシア政府は産業界からの実践的管理技術者育成のニーズ(需要)に応えるため、ポリテクニク(工業高等専門学校)教育制度を導入し、全国に工業・農業・商業分野のポリテクニク26校を設立し、さらに2020年までに155校を新設する計画を行っている。しかしながら、ポリテクニク計画の実施上、必要な人数の教員養成が課題となっており、特に電気系の教員数の確保が困難になっている。このような状況の中、インドネシア教育文化省は、電気系分

野のポリテクニク教員養成のための人材育成校にスラバヤ電子工学ポリテクニクを指名し、既存の3年制の技術者養成課程ディプロマ3(D3)コースを土台に電子工学・電気工学・通信工学の3分野について新たに4年制の教員養成課程D4コース(大学卒相当)を設置すること、および新たに産情報工学分野の技術者育成のため情報工学分野の技術者養成課程D4コースを設置を行っているが、予算的な制約上、困難な状況にある。

このような状況の下、インドネシア政府は新規技術者養成課程コース設置のため「スラバヤ電子工学ポリテクニク拡充計画」を策定し、この計画の実施のための関連施設の建設機材の調達に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。なお、この計画は1999年9月より実施中のプロジェクト方式技術協力と連携の下で実施されるものである。

この計画の実施により、産業界のニーズにあった電気・電子・通信・情報分野の高度な技術者が輩出されるとともに、卒業生がインドネシア全土のポリテクニクで教鞭をとることにより、次世代の技術者養成が期待される。

### (3) 「ウオノギリ多目的ダム貯水池堆砂緊急対策計画(詳細設計)」

ウオノギリダムはインドネシアの中部・東部ジャワ両州を貫流するソロ川の上流域にわが国有償資金協力により1982年に建設された多目的ダム(ダム高:40m、堤長:830m、ダム形式:ロックフィルタイプ、総貯水容量:7億3,500万 $m^3$ 、有効貯水容量:4億4,000万 $m^3$ 、洪水調節容量:2億2,000万 $m^3$ )で、ウオノギリ灌漑システム(3万ha)・下流域5県の揚水灌漑対象地(1万4,000ha)の灌漑、12.4MWの発電、周辺3県への生活用水供給、グレスック市への工業用水供給、スラカルタ市(ソロ市)を中心とした地域の洪水調整に大きな役割を果たしている。

しかしながら、ウオノギリダム流域(面積1,350 $km^2$ )の7割は耕作地として開発されており、この開発による土壌浸食の増加に伴って貯水池への土砂流入が加速されている。このため、ダムの有効貯水容量は約6割に減じており、また、過去に数回発生した取水口への土砂流入による発電停止等、治水・利水両面への悪影響が生じている。

このような状況の下、インドネシア政府は「ウオノギリ多目的ダム貯水池堆砂緊急対策計画」を策定し、この計画の浚渫によるダム内の堆砂除去、発電・灌漑用取水口の埋没の防止、当面の貯水池機能確保のための詳細設計に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

この計画の実施により、当面の灌漑、発電、上工用水の安定供給が確保され、流域住民の農工業をはじめとする社会経済活動へ貢献するとともに、治水上、ダム堤体および流域住民の安全確保が期待される。

平成 1 4 年 3 月 5 日

## 平成 1 3 年度アフリカ大使会議の開催について

- 1 . 外務省は、平成 1 3 年度アフリカ大使会議を、3 月 6 日（水）から 8 日（金）まで、東京（外務省）において開催する。
- 2 . この会議には、サハラ以南のアフリカ各国（ジブチを兼管するフランスを含む）、連合王国の各大使館および国連日本政府代表部から大使等が参加するほか、一部日程に、米国、カナダ、イタリア、ドイツ、ベルギー、ロシア、EU（欧州連合）日本政府代表部、ユネスコ日本政府代表部から大使等が参加する。また、本省から、関係局部の幹部等が出席する。
- 3 . この会議では、昨年 1 2 月のアフリカ開発会議（T I C A D）閣僚レベル会合の成果、アフリカの地域統合の動き、アフリカ自身による開発に向けた動きや、紛争、貧困等の問題につき議論を深め、わが国の対アフリカ外交のあり方につき討議する予定である。

平成 14 年 3 月 5 日

## 外務省改革に関する「変える会」第 1 回会合の開催について

- 1 . 外務省改革に関する「変える会」第 1 回会合は、3 月 6 日（水）、外務省（飯倉公館）において開催される。
- 2 . この会合には、宮内義彦（オリックス株式会社代表取締役会長）を座長とした「変える会」メンバーが出席する。外務省からは、川口順子外務大臣、植竹繁雄、杉浦正健外務副大臣、今村雅弘、松浪健四郎、水野賢一外務大臣政務官、竹内行夫事務次官ほか出席する。
- 3 . この会合では、川口外務大臣による所信挨拶や宮内座長の挨拶に続き、「変える会」の運営方針、今後 3 カ月以内の発表を予定している中間報告に向けた会合日程および議論の方向性などを中心に話し合いが行われる予定である。
- 4 . 「変える会」は、6 日の初会合で正式に発足し、議論を重ね、今後 3 カ月以内に「中間報告」を、その後遅くとも夏までに「最終報告」を作成し、川口外務大臣に提言として提出する予定である。
- 5 . 2 月 12 日、川口外務大臣は、一連の不祥事などで大きく失われた国民の外務省に対する信頼を一刻も早く回復し、国益を増進する強靱な外交体制を整えるため、今後の改革方針として「開かれた外務省のための 10 の改革」を発表した。その中で具体的に取るべき改革措置を検討するため、第三者からなる「変える会」の立ち上げが盛り込まれている。

平成 14 年 3 月 5 日

## マケドニアに対する無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）について

- 1．わが国政府は、マケドニア政府に対し、3億円を限度とする額の無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月5日（火）、オーストリア共和国のウィーンにおいて、わが方伊集院明夫在マケドニア大使（オーストリアにて兼轄）と先方オグネン・マレスキー在オーストリア・マケドニア大使（Mr.Ognen MALESKI）との間で行われた。
- 2．マケドニアでは、旧ユーゴスラビアの解体による主要市場の喪失、国連の対ユーゴスラビア経済制裁、1999年のコソボ危機などにより、EU（欧州連合）および世界市場へのアクセスが断たれ、輸出不振に伴う経済の停滞を余儀なくされた。更に2001年2月の治安情勢の悪化は、大幅な財政赤字、輸出・外国投資の減少をもたらし、マケドニア経済は大打撃を受けた。

このような困難な経済状態と市場経済化に対処すべく、マケドニア政府は世銀やIMF（国際通貨基金）の支援の下、1993年よりマクロ経済安定化施策を実施し、民営化、行政機構・経済構造改革等を積極的に進めている。しかし、経済活動は低調で、貧困問題も依然として深刻であり、今後、国民の痛みを伴う改革の実施は多大な困難が予想される。

このような状況の下、マケドニア政府は、経済構造調整を推進するために必要な物資の購入にかかる資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
- 3．今回のノンプロジェクト無償資金協力は、マケドニア政府の取り組んでいる経済構造調整努力を支援し、経済構造改善努力推進に必要な物資を購入する代金の支払いのために使用される。



平成14年3月4日

## 経済関係強化のための日墨共同研究会第4回会合の開催について

1. 経済関係強化のための日墨共同研究会第4回会合は、3月6日（水）、7日（木）の両日、東京（三田共用会議所）において開催される。
2. 今回の会合には、日墨双方の産業界、学界、官界から次の委員が参加する。

### 日本側参加メンバー

高瀬 寧	外務省中南米局中南米第二課長
森 信親	財務省大臣官房参事官
住田 孝之	経済産業省通商政策局企画官（国際経済担当）
梶島 達也	農林水産省国際調整課貿易・情報室長
佐藤 和夫	三井物産株式会社顧問
藤原武平太	シャープ株式会社専務取締役・海外事業本部長
谷代 正毅	株式会社日本興業銀行常務執行役員
細野 昭雄	神戸大学教授
浦田秀次郎	早稲田大学教授
服部 信司	東洋大学教授

### メキシコ側参加メンバー

トラスロセロス	経済省多国間貿易局長（首席代表）
ハッソ	経済省農工業交渉局長
サパタ	経済省市場アクセス交渉課長
ポブラーノ	経済省サービス貿易交渉局長
ガルシア	経済省外国投資局長
フローレス	経済省外国投資局次長
ボニージャ	経済省政府調達交渉課長
ローゼンスヴェイク	農畜水産食料省農業商務支援業務庁農業研究・国際交渉局長
カンポス	経済省APEC（アジア太平洋経済協力会議）貿易投資委員会・アジア太平洋アフリカ中東二国間関係課長
パステリン	経済省多国間貿易政策局次長
マルティネス	メキシコ商工会議所会員
ビジャセニョール	メキシコ対外通商協議会員
ウスカンガ	メキシコ国立自治大学（UNAM）教授
モントヤ	イペロアメリカ大学教授
ファルク	グアダラハラ大学教授

- 3 . この会合では、これまでの会合で洗い出された、日墨両国間の経済関係強化のために改善すべき点および協力できる点について、具体的な改善および協力の方策を包括的に議論する予定である。
  
- 4 . 経済関係強化のための日墨共同研究会は、昨年6月の日墨首脳会談にてその設置が合意され、両国経済関係強化のための方策について、自由貿易協定の可能性も含め、包括的に議論することを目的とするものであり、今後3回程度の会合を行い、今年夏前の可能な限り早い時期までに報告書を作成し、公表する予定である。今回の会合は昨年12月にメキシコシティで行われた第3回会合に続くものである。

平成 14 年 3 月 4 日

中国の「重慶母子保健医療機材整備計画」に対する無償資金協力について

- 1 . わが国政府は、中華人民共和国政府に対し、「重慶母子保健医療機材整備計画 (the project for Improvement of Equipment for Maternal and Child Health Care in Chongqing)」の実施に資することを目的として、11億4,800万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、3月4日(月)、北京において、わが方阿南惟茂在中国大使と先方龍永図対外貿易経済合作部首席交渉代表 (Long Yongtu, Chief Representative for Trade Negotiation, Ministry of Foreign Trade and Economic Cooperation) との間で行われた。
- 2 . 中国の重慶市は、同国南西部、長江の上流域に位置し、面積が約8万2,000 km<sup>2</sup>で北海道の面積とほぼ等しく、人口約3,100万人である。重慶市は中国で北京、上海、天津市に次ぐ4番目の直轄市となっているが、生産性の低い農村部人口が全人口の8割を占め、かつ山地、丘陵面積が90%以上を占める地形的制約もあり、一人当たりGDPは国内平均を大きく下回っている現状にある。  
重慶市では、1995年に「重慶市婦幼発展計画」を策定し、母子保健サービスの改善に向けて努力しているが、医療機材の不足、地方の医療従事者の知識不足、地域住民の母子保健に対する低意識もあり、妊産婦死亡率や5歳未満児死亡率は中国全国平均に比して大きく上回っている現状にある。  
このような状況の下、中国政府は、重慶市の母子保健を総合的に向上させるための「重慶母子保健医療機材整備計画」を策定し、この計画のための各医療施設のレベル(重慶医科大学附属児童病院、重慶市婦幼保健院、32の区・県婦幼保健院)に応じた診療、教育機能を充実させるために必要な機材(小児用電子内視鏡、新生児モニターなど)の購入のための資金につき、わが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。
- 3 . この計画の実施により、重慶市における妊産婦、乳幼児の死亡率の低下が期待される。

平成 14 年 3 月 3 日

## シリアに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

- 1．わが国政府は、シリア・アラブ共和国政府に対し、7 億円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、3 月 3 日（日）、ダマスカスにおいて、わが方天江喜七郎在シリア大使と先方タウフィク・イスマイル企画庁長官（Dr.Toufik ISMAIL, Head of the State Planning Commission）との間で行われた。
- 2．シリアでは、農業部門が GDP（国内総生産）の 20%、全労働人口の 28% を占める主要経済部門となっており、主要穀物として小麦、大麦が、そのほかに豆類、イモ類などが栽培されている。同国では年 2.6% という高い人口増加率に伴い、主食である穀類の消費量が年々増加している。一方、低温、少雨から栽培可能な作物が限定されており、灌漑面積率の低さから農業生産は安定性に欠けている。また、機械化の遅れによる生産性の低さから、農業生産量も伸び悩んでおり、主要穀類を中心に国内需要の不足分を補うために輸入に依存せざるを得ない状況である。

このような状況の下、シリア政府は、食糧の輸入依存度を軽減し、自給率を向上させることを国家 5 カ年計画における最重点目標の一つとしており、機械化の推進により、小麦の増産と供給の安定化を目的とした「食糧増産計画」を策定し、この計画の実施のために必要な農業機械（トラクター）を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
- 3．この食糧増産援助の実施により、シリアにおける主要穀類の生産量の増大に寄与することが期待される。

平成 14 年 3 月 2 日

## 中央アフリカの「小学校建設計画」に対する無償資金協力について

- 1 . わが国政府は、中央アフリカ共和国政府に対し、「小学校建設計画」(Projet de construction d'écoles primaires) の実施に資することを目的として、7 億 1,200 万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、3 月 2 日(土)バンギにおいて、わが方高倍宣義在中央アフリカ大使と先方アレクシス・ゴンバ経済・計画・国際協力大臣(Alexis NGOMBA, Ministre de l'Economie, du Plan et de la Coopération Internationale)との間で行われた。
- 2 . 中央アフリカの教育事情は、成人の識字率 40%、初等教育総就学率 57%、同就学率の男女間格差(男子 71%、女子 46%)などの教育指標が示すとおり、深刻な状況にある。こうした状況を改善するため、中央アフリカ政府は、「国家教育開発計画」を策定し、初等教育就学率の改善、とりわけ女子の就学率向上を優先課題に掲げ、教育施設および機材の供給、2003 年までの機材管理要員の再教育などに取り組み、国民の教育状況の改善に努めている。しかしながら、約 2.1%の高い人口増加率に加え、中央アフリカの劣悪な経済・財政状況などからそれらの計画の進捗ははかばかしくなく、とりわけ教室数は絶対的に不足している。特に中央アフリカの首都バンギ市およびその周辺地域では二部制授業のみならず四部制授業や一つの学校校舎で複数の学校運営が行われる多校制を余儀なくされている。

このような状況の下、中央アフリカ政府は、学校施設需要の最も高い地域である首都バンギ市およびオンベラ・ムポコ県のための「小学校建設計画」を策定し、この計画の実施のための小学校の新設、建て替えおよび増築、教育機材の整備に必要な資金につき、わが国政府に対して無償資金協力を要請してきたものである。

平成 14 年 3 月 1 日

## 第 8 回日・カリブ協議の開催について

1. 第 8 回日・カリブ協議は、3 月 4 日（月）、5 日（火）の両日、アンティグア・バーブーダにおいて開催される。
2. この協議には、日本側から島内憲外務省中南米局長ほか、カリコム（カリブ共同体）側から、ブラウン・アンティグア・バーブーダ計画大臣等カリコム加盟国代表およびカリコム事務局関係者が出席する。
3. この協議では、日・カリコム関係、カリコム地域情勢および国際情勢全般に関する意見交換を行う。
4. この協議は、相互の外交政策について理解を深め合うために、日本とカリコム加盟各国の外務当局の幹部が一堂に会する機会を設けるものであるが、今回、第 1 回日・カリブ閣僚会議（2000 年 11 月、於東京）で採択された協力の枠組みの実施状況のレビューを行い、更なる協力について協議する。また、国際場裡での協力や貿易・投資・観光の促進につなげるためのフェアといった企画についても意見交換を行うことが予定されている。
5. 日本とカリコム諸国との関係は、近年、経済協力、文化交流、観光等を中心に緊密化してきており、各種国際機関における協力関係も強化されているところ、日・カリブ協議は、こうした協力関係を踏まえ、1993 年より協議が行われている。

（参考）カリコム加盟国：14 カ国および 1 地域

独立国：アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、非独立地域：モンセラット（英領）

平成 14 年 3 月 1 日

## マリに対する無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）について

1. わが国政府は、マリ共和国政府に対し、10億円の無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）を行うこととし、このための書簡の交換が、3月1日（金）セネガル共和国のダカールにおいて、わが方古屋昭彦在マリ大使（セネガルにて兼轄）と先方ファトゥマタ・ディアル在セネガル・マリ大使（Madame Fatoumata DIALL, Ambassadeur de la République du Mali au Sénégal）との間で行われた。
2. マリでは、経済活動を農業および牧畜業に大きく依存しており、天候不順による食糧不足が毎年発生している上、綿花や落花生等の主要輸出品の国際価格の低迷により経済状況は貿易赤字が恒常化している。

このような状況の下、マリ政府による経済構造改善努力は1982年から続けられ、独自に緊縮財政措置や物価抑制措置等を導入した他、1993年からは世銀・IMF（国際通貨基金）との構造調整計画に合意して国際金融機関と連携、協調しつつ改革を進め、暫定版貧困削減戦略ペーパーを完成し、現在では貧困削減戦略ペーパーを策定している等たゆまぬ努力を行い国際的にも評価されている。また、1991年の無血クーデター以後、大統領選挙の実施、複数政党制の導入と民主化を着実に進めてきた同国は、4月末には民政移管後3回目となる大統領選挙の実施を予定している。

こうしたマリ政府の経済構造改善および民主化への取り組みを支援するため、わが国は本件ノンプロジェクト無償資金協力を実施するものである。この資金は、マリ政府により同国における経済構造改善努力推進に必要な商品の輸入代金支払いのために使用される。

平成 14 年 3 月 1 日

## 日越投資協定第 1 回本協議の開催について

- 1 . 日越投資協定第 1 回本協議は、3 月 4 日（月）から 6 日（水）まで、ハノイ（ベトナム）において開催される。
- 2 . この協議には、日本側から大江博外務省条約局条約課長をはじめとする外務省、財務省、経済産業省の関係者が、越側からファム・マイン・ズン計画投資省投資法制促進局局長代理をはじめとする計画投資省等の関係者がそれぞれ出席する予定である。
- 3 . この協議では、日越間の投資促進のため、日越投資協定締結について話し合いを行うものである。



平成 14 年 3 月 1 日

## カルビー・イエメン共和国外務大臣の来日について

- 1 . アブー・バクル・アブドゥラー・アル＝カルビー・イエメン共和国外務大臣は、3 月 4 日（月）から 8 日（金）まで、外務省賓客として来日する。
- 2 . カルビー外務大臣は、滞在中、川口順子外務大臣と会談し、わが国の対イエメン経済協力を中心とした二国間関係全般および中東地域情勢について幅広く協議する予定である。また、国際情勢に関し、国際社会によるテロ対策、とりわけイエメンにおいて現在実施中のアル・カーイダ分子掃討作戦およびそれに対する国際的な支援について意見交換を行う予定である。

平成 13 年 3 月 1 日

日・E C（欧州共同体）相互承認協定第 1 回合同委員会会合の開催について

- 1．日・E C 相互承認協定（相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定）の効果的な運用のために設立された合同委員会の第 1 回会合は、3 月 5 日（火）、東京（三田共用会議所）において開催される。
- 2．この会合には、日本側から新美（しんみ）潤外務省経済局国際経済第一課長が政府代表として共同議長を務めるほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省および環境省の関係者が、欧州側からメイヤー欧州委員会貿易総局課長（基準認証、投資等担当）を共同議長とする代表団が出席する。
- 3．この会合では、これまでの専門家間での議論を踏まえ、協定の運用のための手続について協議を行う予定である。
- 4．本年 1 月に発効したこの協定は、通信機器、電気製品、化学品 G L P（優良試験所基準）および医薬品 G M P（優良製造所基準）の 4 つの分野について、輸出入時に輸入国において必要な一定の手続を輸出国において実施することを可能にするための枠組みを定めるものであり、これらの製品の日欧間貿易に携わる企業の負担を軽減することを通じて、両者間の貿易を促進することを目的としている。
- 5．この協定は、わが国として初の二国間相互承認協定である。また、日・E C 間の初の本格的な協定として、昨年から開始された「日欧協力の 10 年」の順調な進展を象徴するものであり、昨年 12 月の日・欧州連合（E U）首脳協議の場で採択された「日・E U 協力のための行動計画」においても、双方向の貿易促進効果に期待して実施し始める旨述べられている。
- 6．協定の関連情報は外務省ホームページ上で公開している。  
([www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/s\\_kyotei/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/s_kyotei/index.html))